

魚津市こども計画 (別冊：資料編)



令和8年3月

魚 津 市

「こども」の表記について

本計画においては、ひらがな表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」表記を使用する場合があります。

【参考】

こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

(1) 特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
- ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

本計画内の担当課名等は、

令和 8 年 4 月に実施される市組織変更後の課名で記載してあります。

資料編

1 意向調査結果

(1)意向調査の概要

本調査は、子育て家庭を対象に、子育て家庭の生活実態やこども・子育てに関する要望・意見、また、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向を把握することを目的に実施しました。

■調査概要

項 目	内 容
調査地域	魚津市全域
調査対象者	・ 市内在住の「未就園児及び市外通園児」をお持ちの世帯・保護者 ・ 市内在住の「市内通園児」をお持ちの世帯・保護者 ・ 市内在住の「小学生児童」(以下、「小学生」という。)をお持ちの世帯・保護者 ・ 市内在住の「中学生」本人
調査期間	令和5年12月19日(火)～令和6年1月12日(金)
調査方法	園及び学校にて調査票の配布・回収、または郵送による調査票の配布回収による回答
回 収 数	・ 未就学児 830 件(回収率:58.1%) ・ 小学生 932 件(回収率:58.4%) ・ 中学生 772 件(回収率:86.7%)

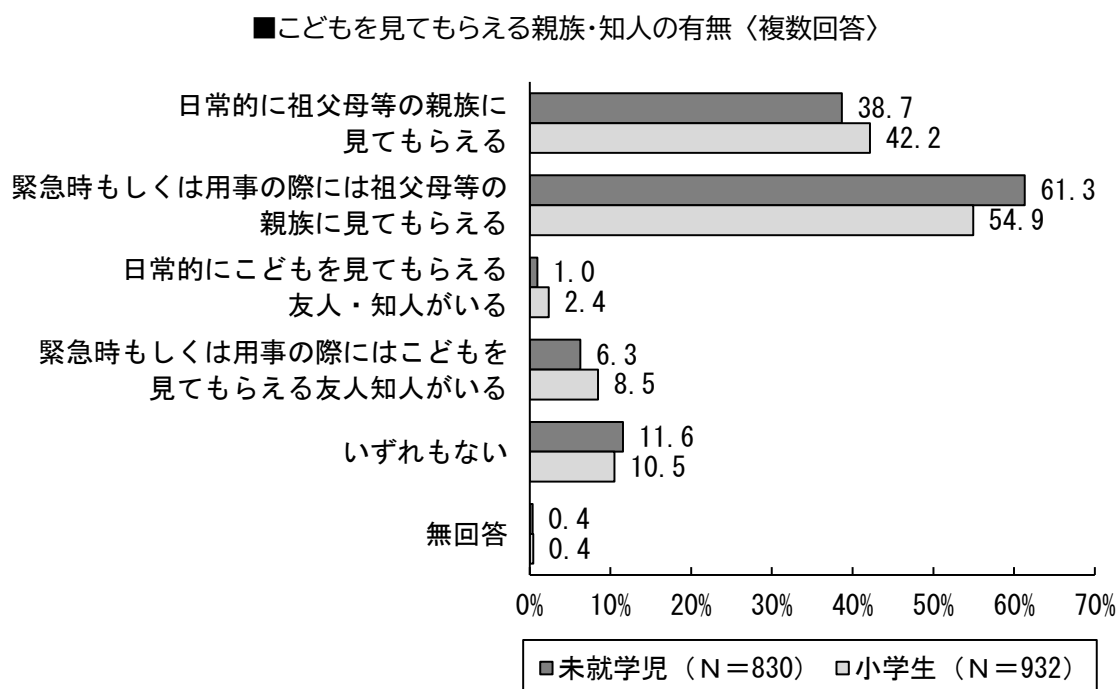
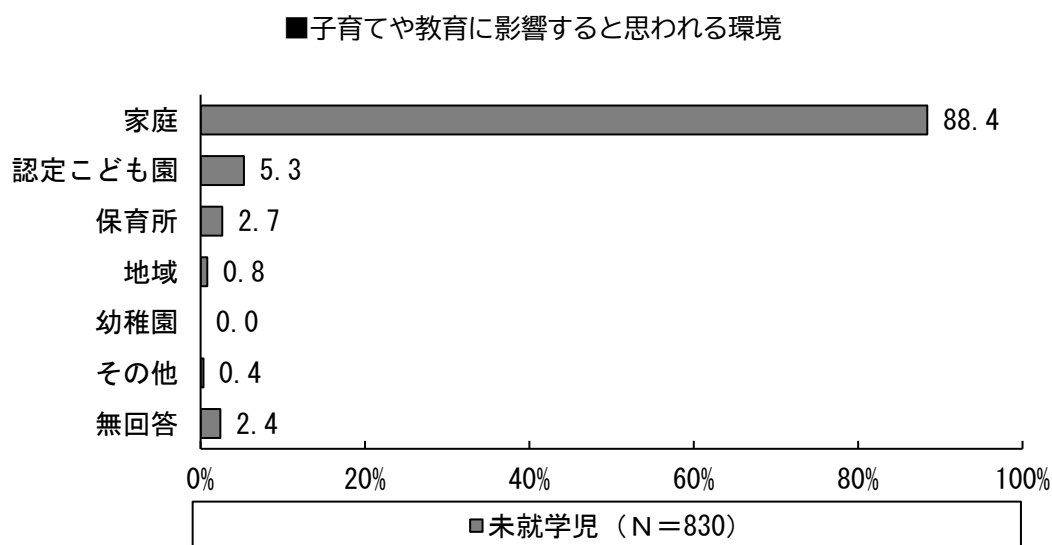
※図表中に「N」と記してあるのは、質問に対する回答者総数で、回答比率(%)が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

※複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

(2)意向調査結果

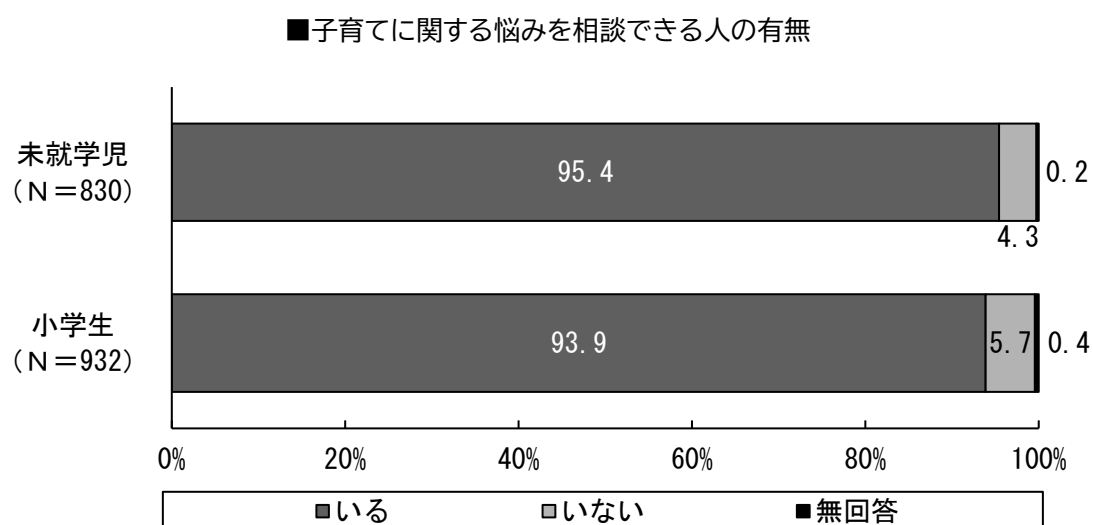
①こどもの育ちをめぐる環境

- ・ 子育てや教育に影響すると思われる環境について、「家庭」が88.4%と最も高く、次いで「認定こども園」が5.3%となっています。
- ・ こどもを見てもらえる親族・知人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる」が未就学児で61.3%、小学生で54.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」が未就学児で38.7%、小学生で42.2%となっています。



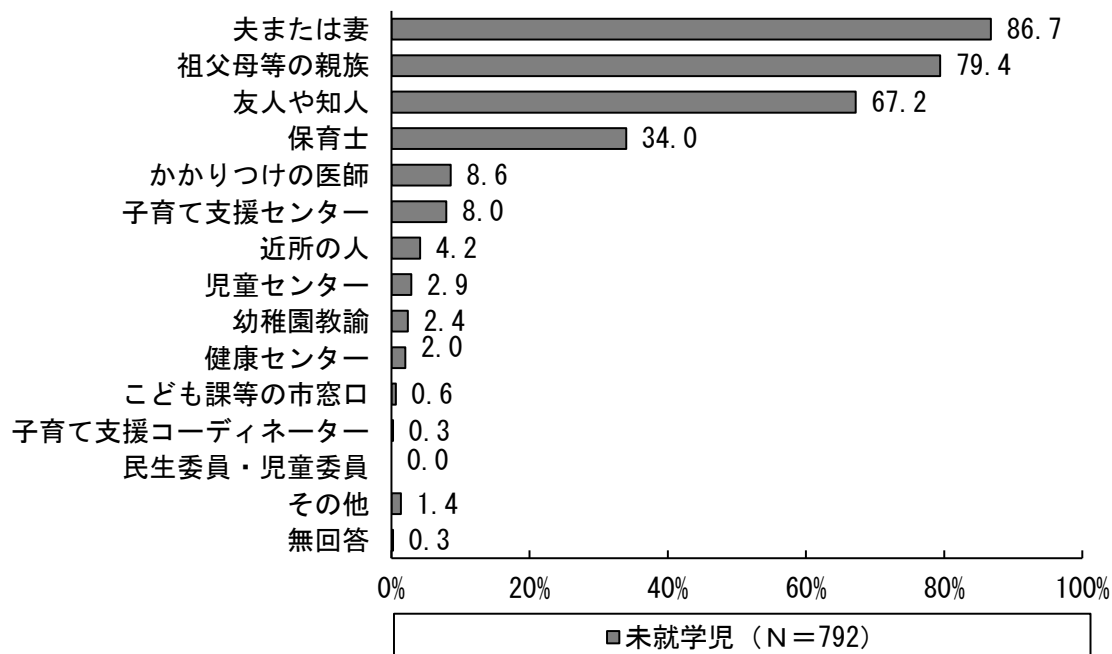
②子育てに関する相談

- ・ 子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無についてみると、未就学児、小学生ともに「いる」が9割を超えています。
- ・ 悩みを相談できる人が「いる」と回答した人の相談先について、未就学児では「夫または妻」が86.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が79.4%、「友人や知人」が67.2%の順となっています。また、小学生でも、「夫または妻」が81.1%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が69.9%、「友人や知人」が67.4%の順となっています。

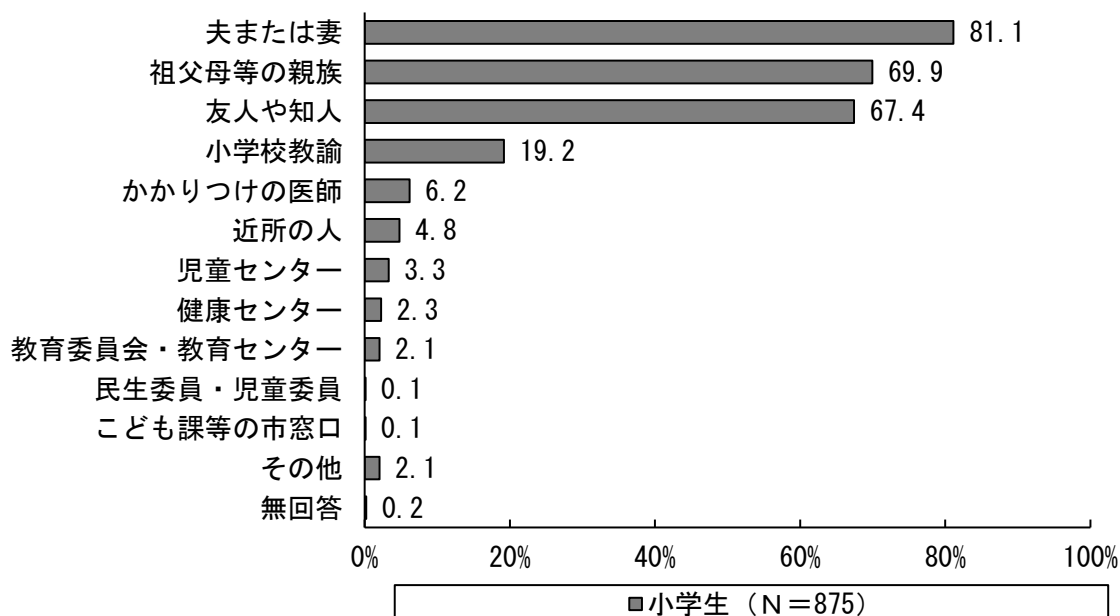


■【相談先がある人】悩みの相談先〈複数回答〉

<未就学児>

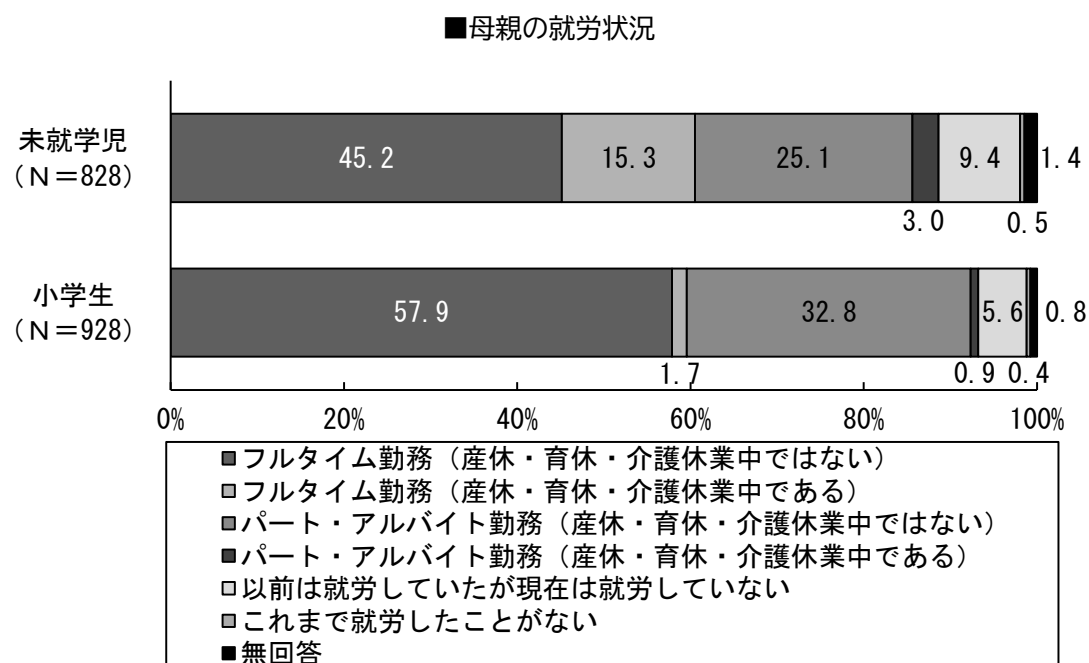


<小学生>



③保護者の就労状況

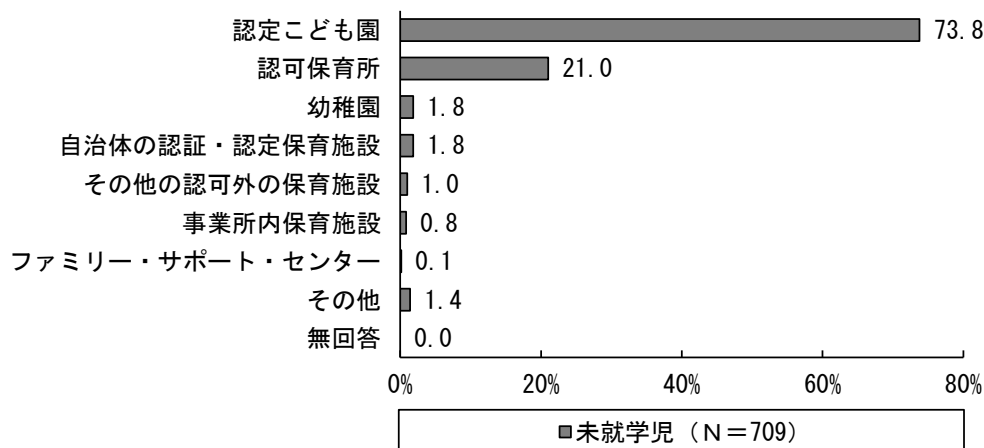
- 保護者の就労状況についてみると、母親では「フルタイム勤務(産休・育休・介護休業中ではない)」が未就学児で 45.2%、小学生で 57.9%と最も高くなっています。



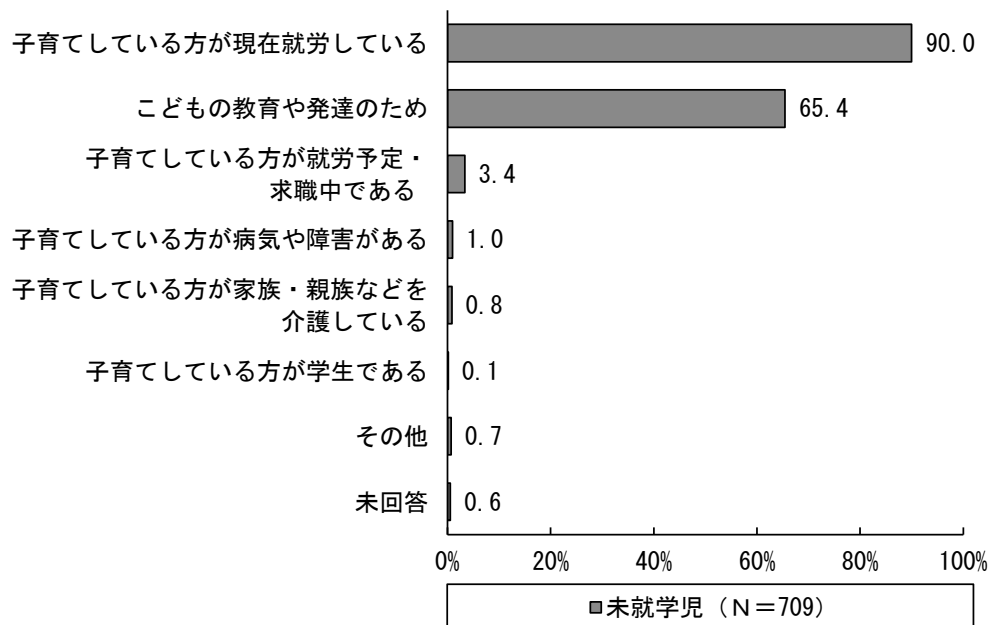
④平日の定期的な保育所・認定こども園・幼稚園等の利用状況

- ・ 利用している施設やサービスの内容は、「認定こども園」が 73.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が 21.0%となっています。
- ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等の利用理由は、「子育てしている方が現在就労している」が 90.0%と最も高く、次いで「こどもの教育や発達のため」が 65.4%となっています。

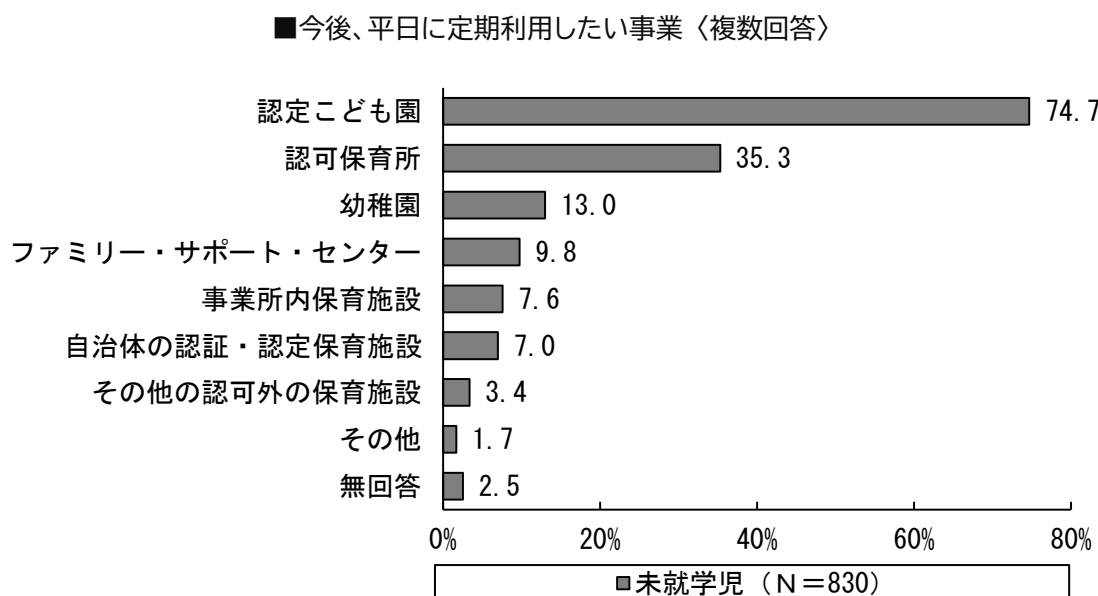
■利用している施設やサービスの内容〈複数回答〉



■保育所・認定こども園・幼稚園等の利用理由〈複数回答〉



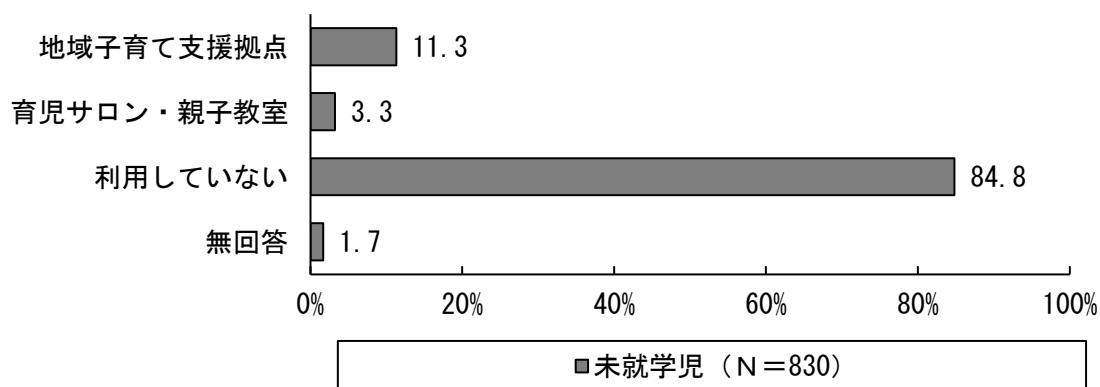
- ・ 今後、平日に定期利用したい事業は、「認定こども園」が 74.7%と最も高く、次いで「認可保育所」が 35.3%となっています。



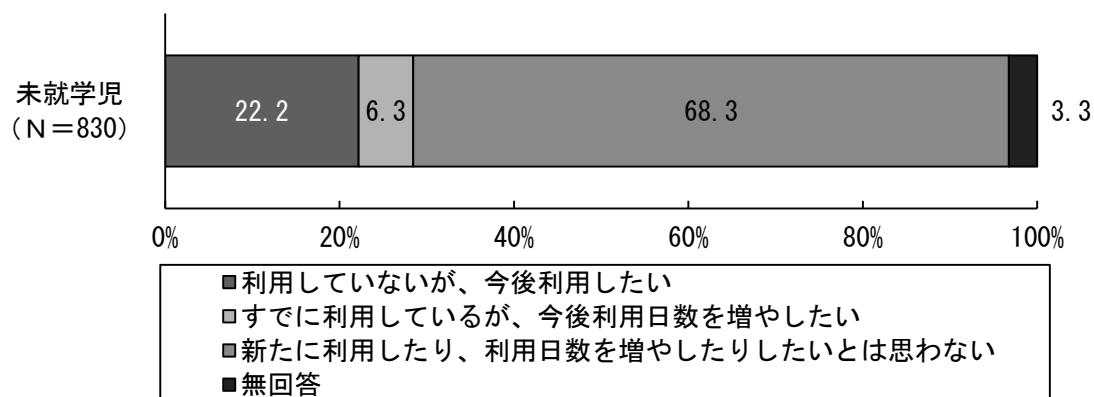
⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況

- ・ 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が 84.8%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点」が 11.3%となっています。
- ・ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が 68.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 22.2%となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉

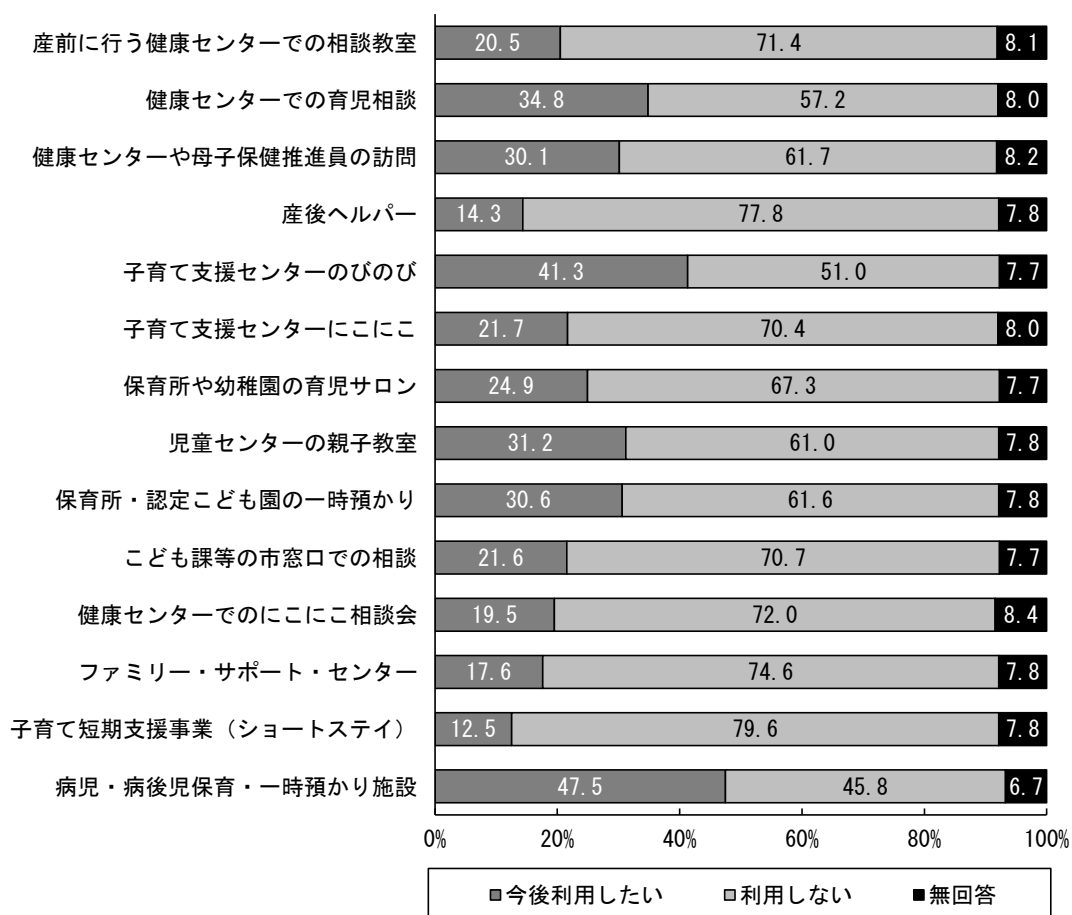


■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



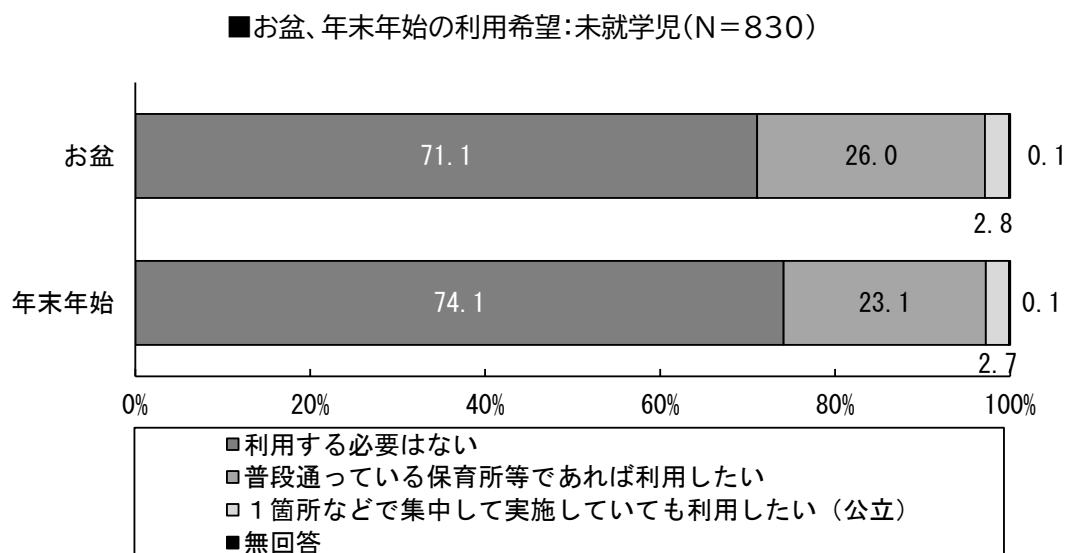
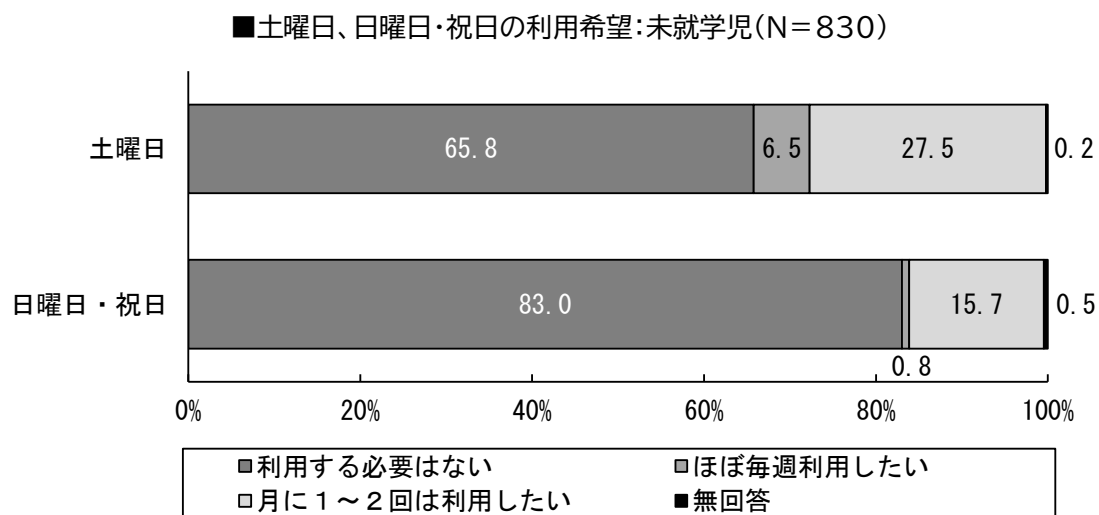
- 子育て支援事業の利用意向は、「病児・病後児保育・一時預かり施設」が 47.5%と最も高く、次いで「子育て支援センターのびのび」が 41.3%、「健康センターでの育児相談」が 34.8%の順となっています。

■子育て支援事業の利用意向：未就学児(N=830)



⑥土曜日・休日やお盆・年末年始の保育所・認定こども園・幼稚園等の利用希望

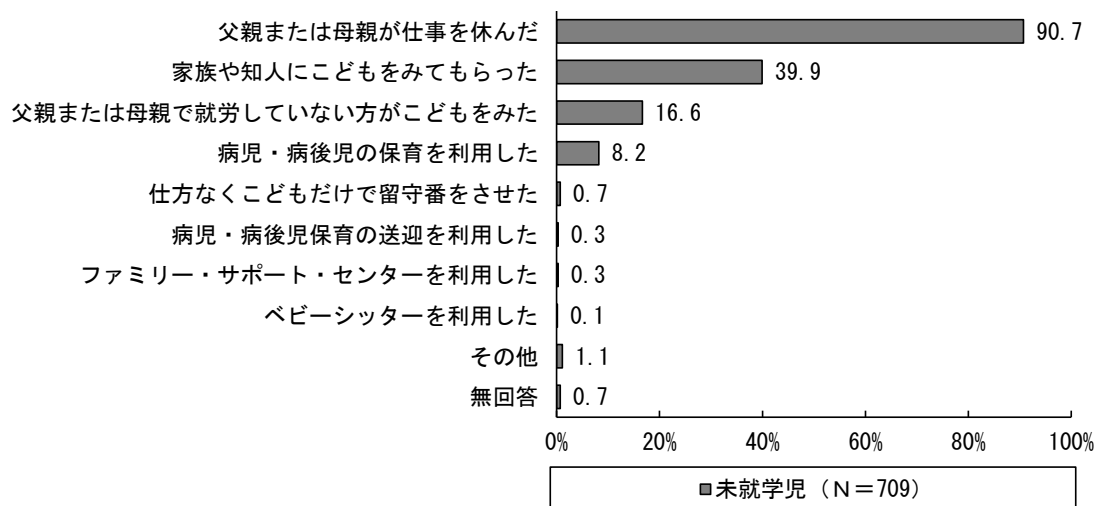
- ・ 土曜日・日曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、『利用意向あり』（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）は、土曜日で 34.0%、日曜日・祝日で 16.5%となっています。
- ・ お盆と年末年始の利用希望については、『利用意向あり』（「普段通っている保育所等であれば利用したい」＋「1か所等で集中して実施していても利用したい（公立）」）は、お盆で 28.8%、年末年始で 25.8%となっています。



⑦こどもの病気の際の対応

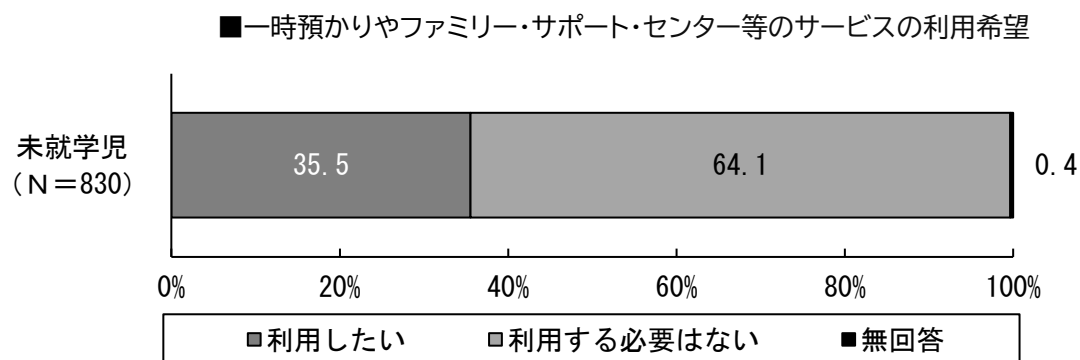
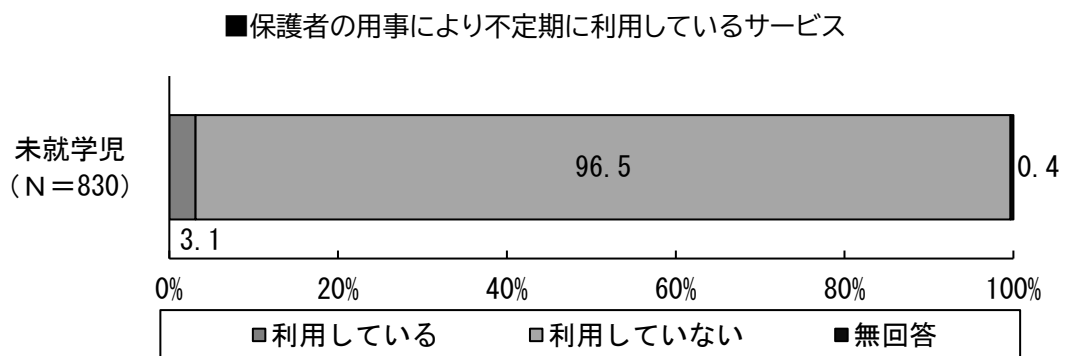
- こどもが病気やケガ等で普段利用している施設やサービスが利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法についてみると、「父親または母親が仕事を休んだ」が90.7%と最も高く、次いで「家族や知人にこどもをみてもらった」が39.9%となっています。

■こどもが病気をした際の対処方法〈複数回答〉



⑧保育所・認定こども園・幼稚園等の不規則な利用や一時預かり等の利用

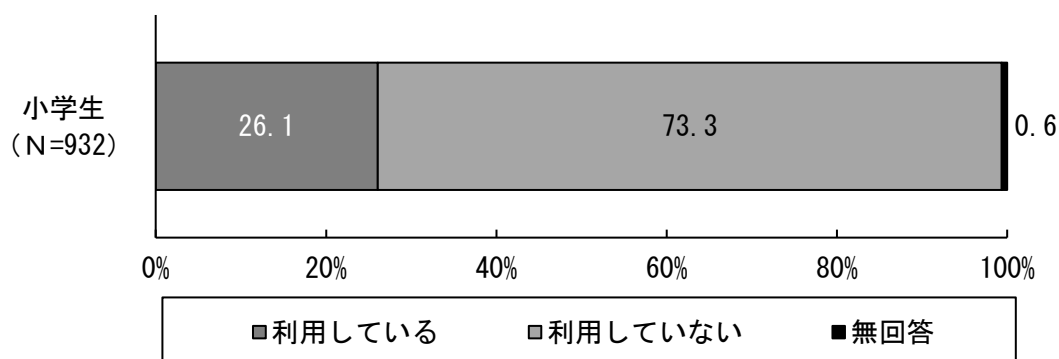
- ・ 保護者の用事により不規則に利用しているサービスについては、「利用していない」が96.5%、「利用している」が3.1%となっています。
- ・ 保護者の用事等で不規則に利用するサービスの利用希望については、「利用したい」が35.5%、「利用する必要はない」が64.1%となっています。



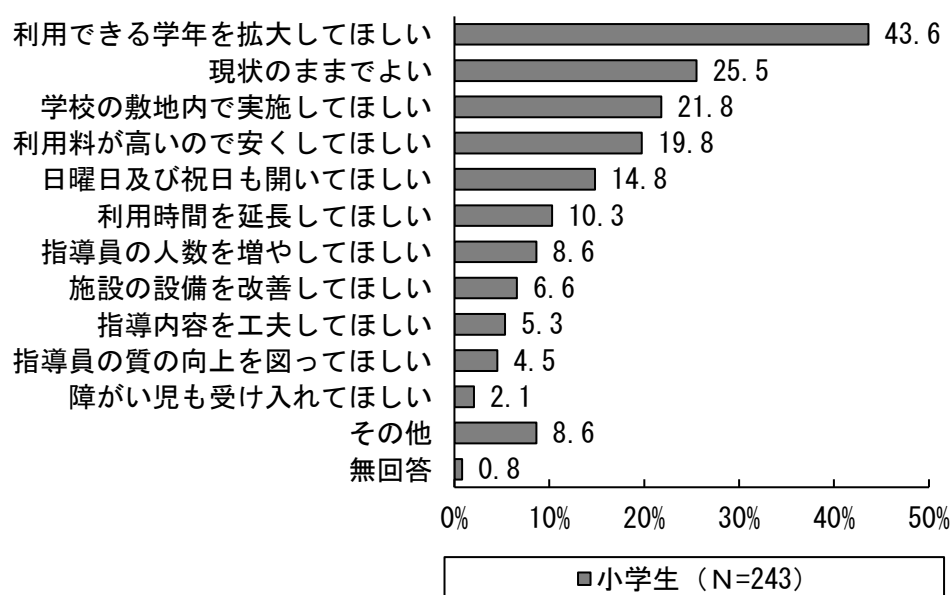
⑨放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況

- ・ 現在の放課後児童クラブの利用状況について、「利用している」が26.1%、「利用していない」が73.3%となっています。
- ・ 放課後児童クラブに対する要望については、「利用できる学年を拡大してほしい」が43.6%と最も高く、次いで「現状のままでよい」が25.5%となっています。

■放課後児童クラブの利用状況

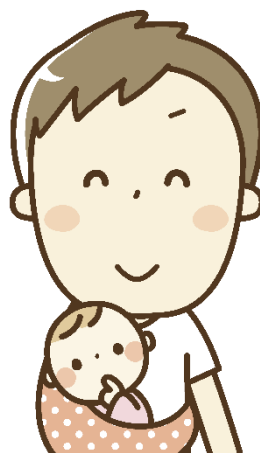
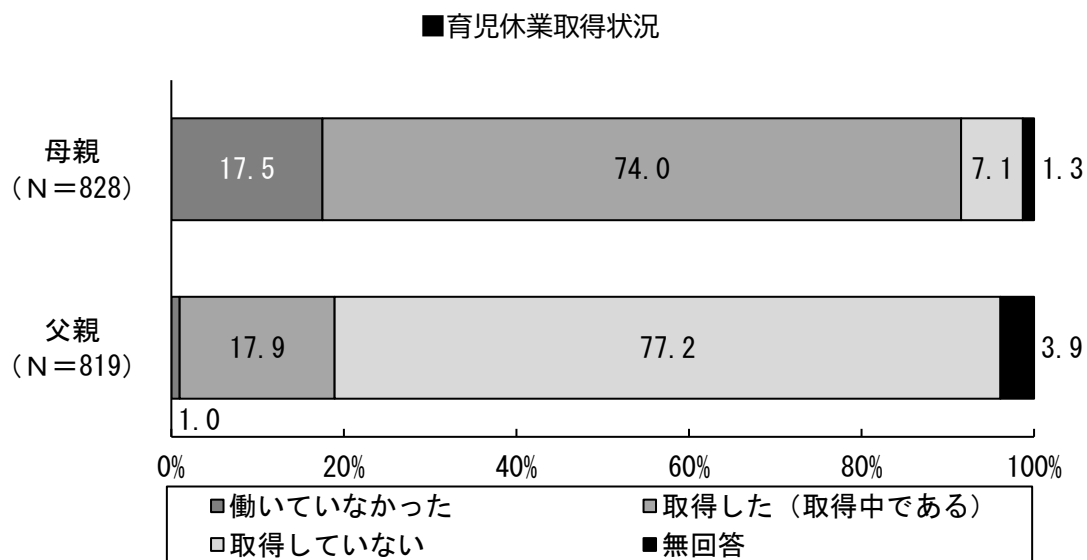


■放課後児童クラブに対する要望〈複数回答〉



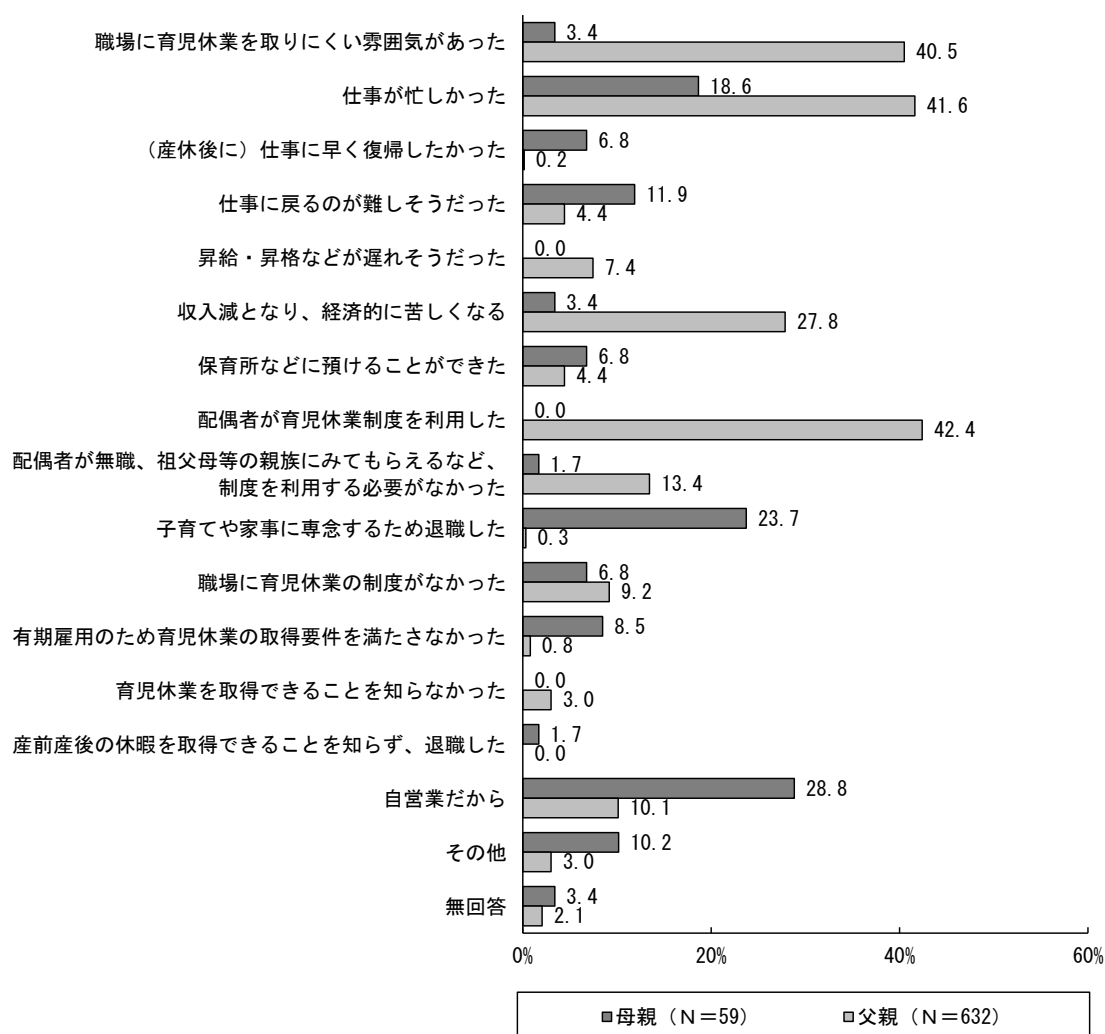
⑩育児休業等職場の両立支援制度

- ・ こどもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況について、母親では「取得した（取得中である）」が74.0%に対して、父親では「取得していない」が77.2%と、母親よりも父親は圧倒的に育児休業を取得していないことがわかります。なお、父親の「取得した（取得中である）」は17.9%と、まだ2割に達していません。



- ・ 育児休業を取得していない理由について、母親では「自営業だから」が 28.8%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が 23.7%となっています。
- ・ 父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が 42.4%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が 41.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 40.5%の順となっています。
- ・ 育児休業を取得しない男性は、取得しない女性と比べ、圧倒的に多くなっています。

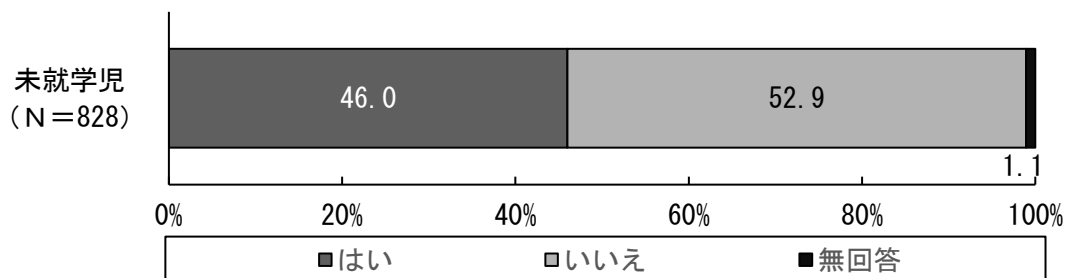
■育児休業を取得していない理由〈複数回答〉



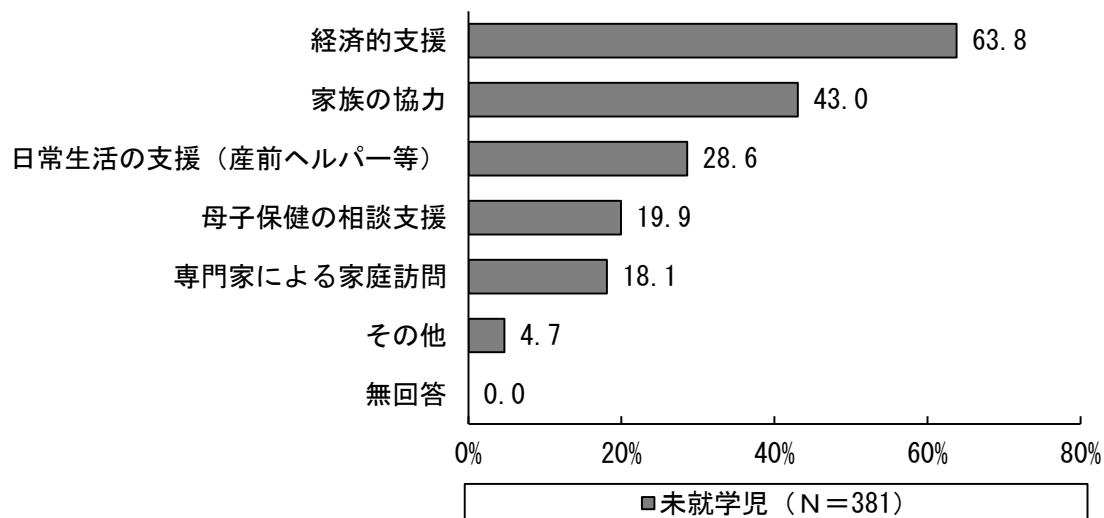
⑪産前・産後の支援

- ・ 妊娠中に支援してほしい、または充実してほしい支援の有無は、「はい」が 46.0%、「いいえ」が 52.9%となっています。
- ・ 妊娠中の具体的な支援については、「経済的支援」が 63.8%と最も高く、次いで「家族の協力」が 43.0%となっています。

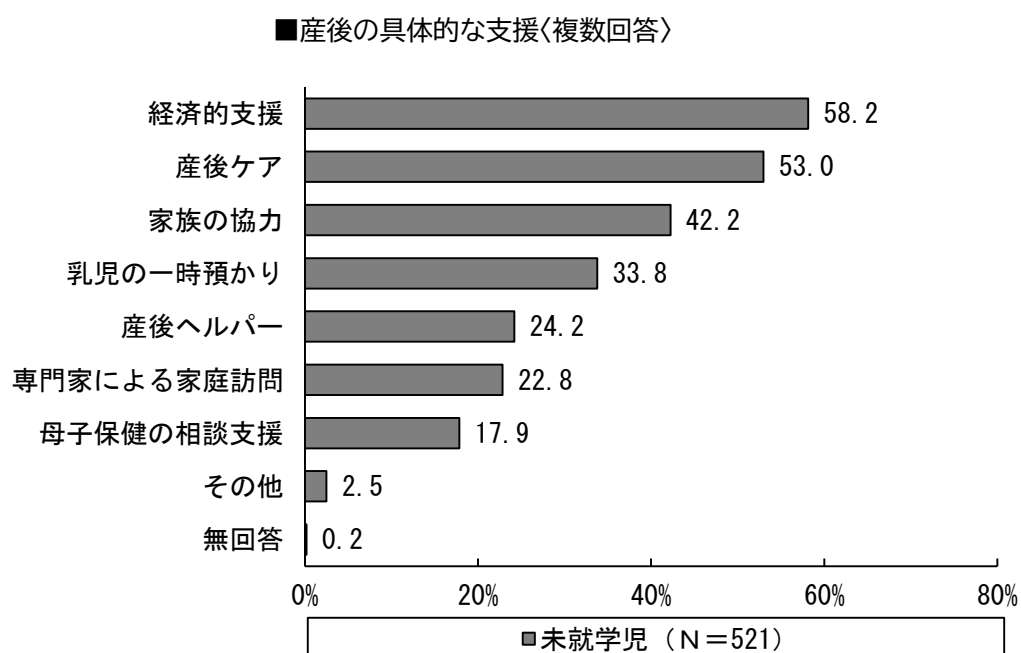
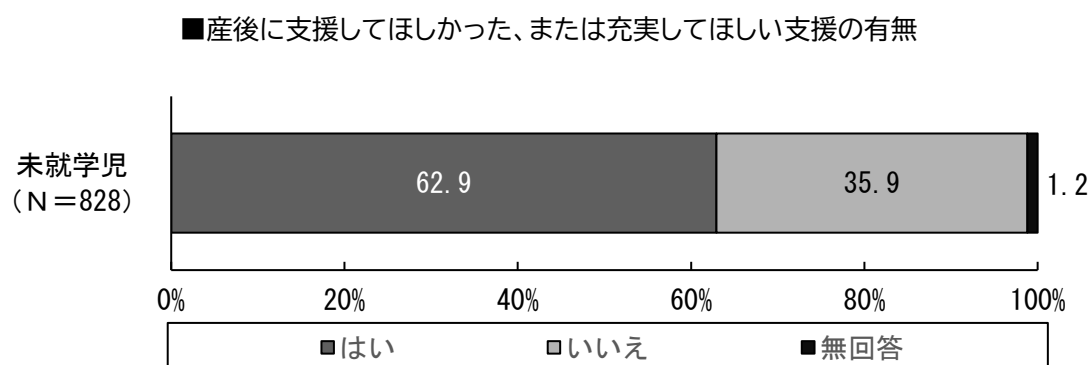
■妊娠中に支援してほしい、または充実してほしい支援の有無



■妊娠中の具体的な支援〈複数回答〉

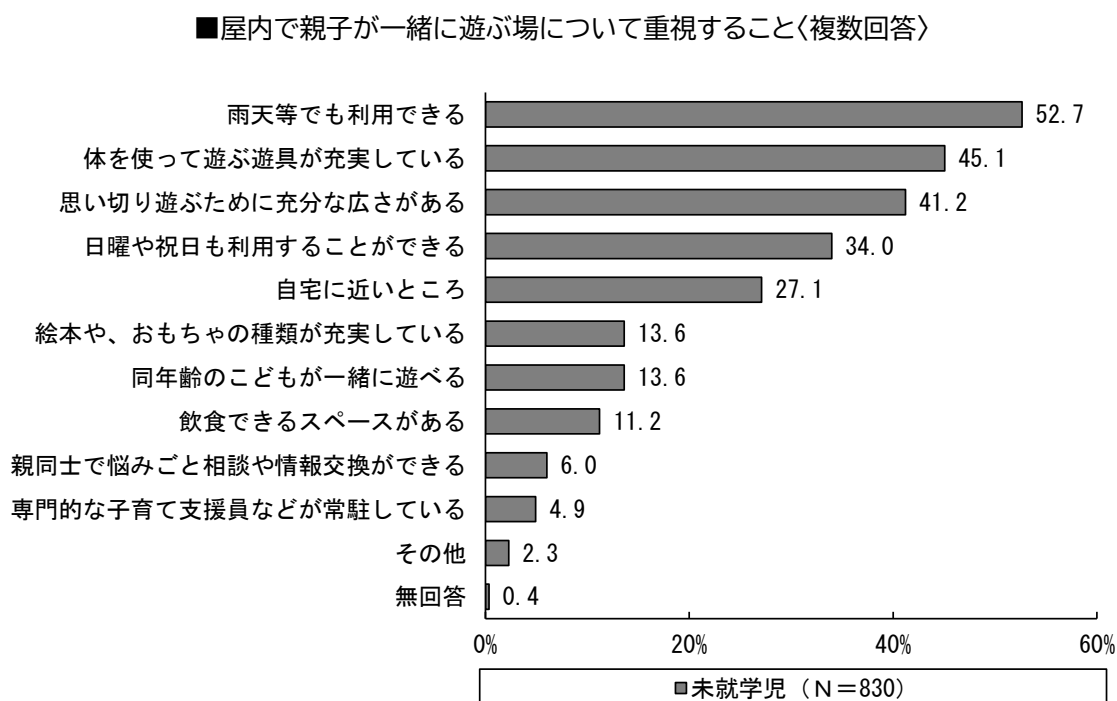
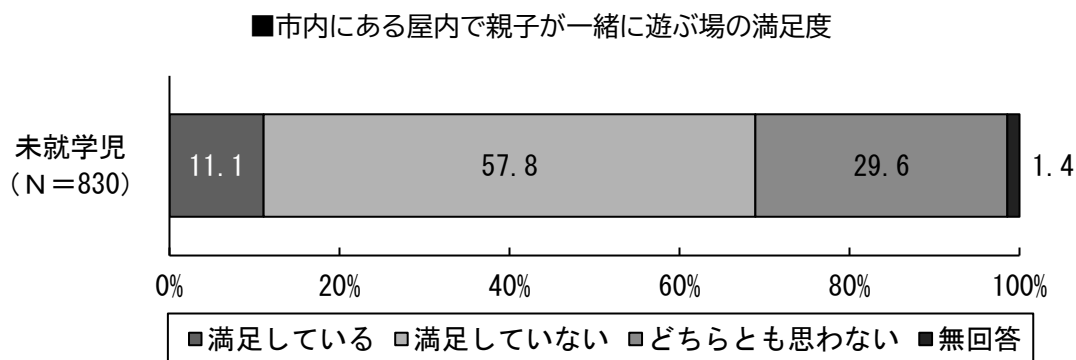


- ・ 産後に支援してほしい、または充実してほしい支援の有無は、「はい」が 62.9%、「いいえ」が 35.9%となっています。
- ・ 産後の具体的な支援については、「経済的支援」が 58.2%と最も高く、次いで「産後ケア」が 53.0%、「家族の協力」が 42.2%の順となっています。



⑫子育て全般

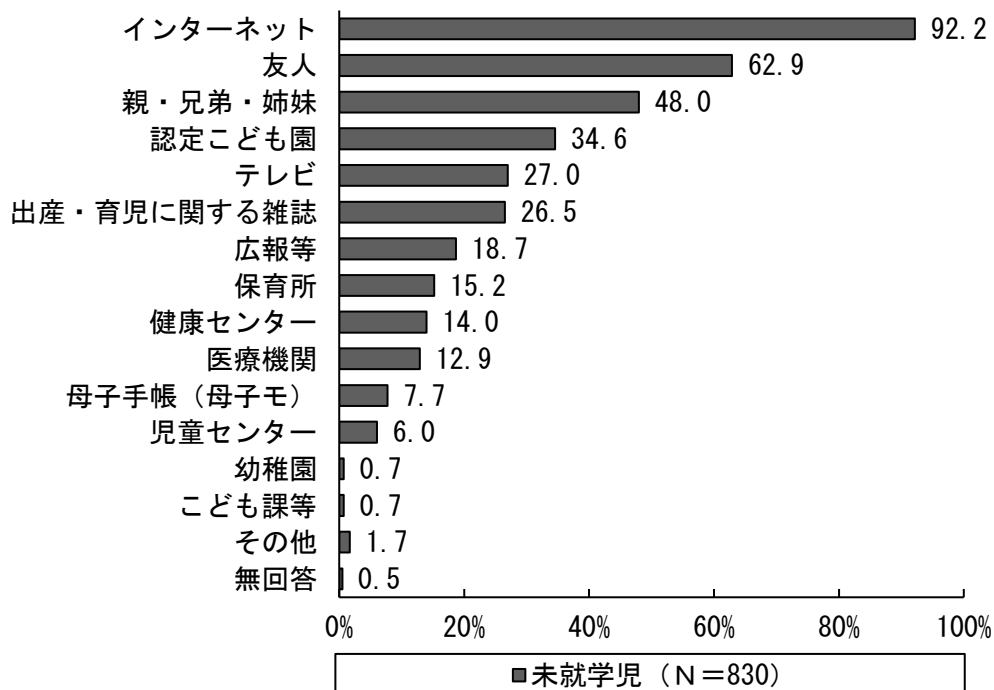
- ・ 市内にある屋内で親子が一緒に遊ぶ場の満足度について、「満足している」が 11.1%、「満足していない」が 57.8%となっています。
- ・ 屋内で親子が一緒に遊ぶ場について重視することは、「雨天等でも利用できる」が 52.7%と最も高く、次いで「体を使って遊ぶ遊具が充実している」が 45.1%、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」が 41.2%の順となっています。



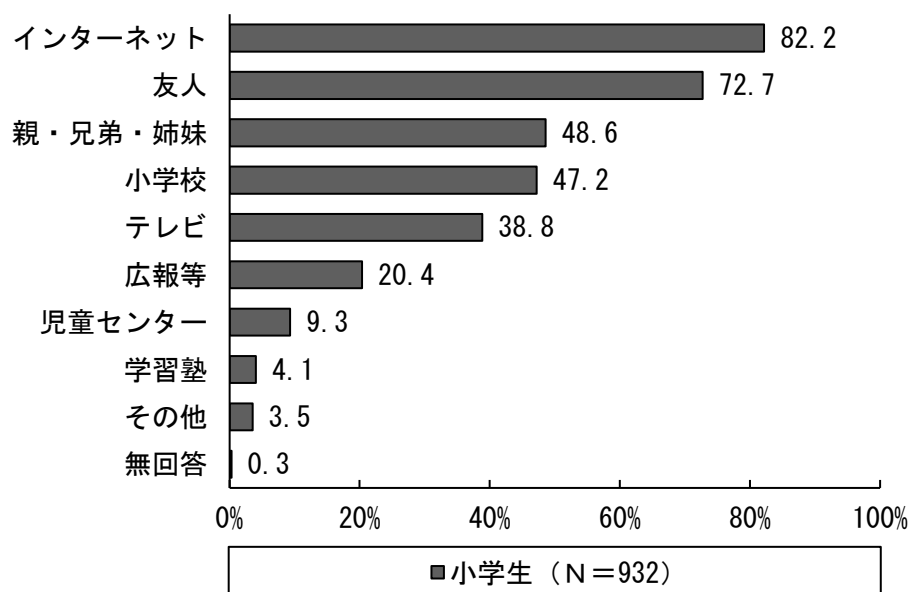
- ・ 子育てに関する情報の取得先は、未就学児、小学生ともに「インターネット」が最も高く、次いで「友人」、「親・兄弟・姉妹」の順となっています。

■子育てに関する情報の取得先〈複数回答〉

〈未就学児〉

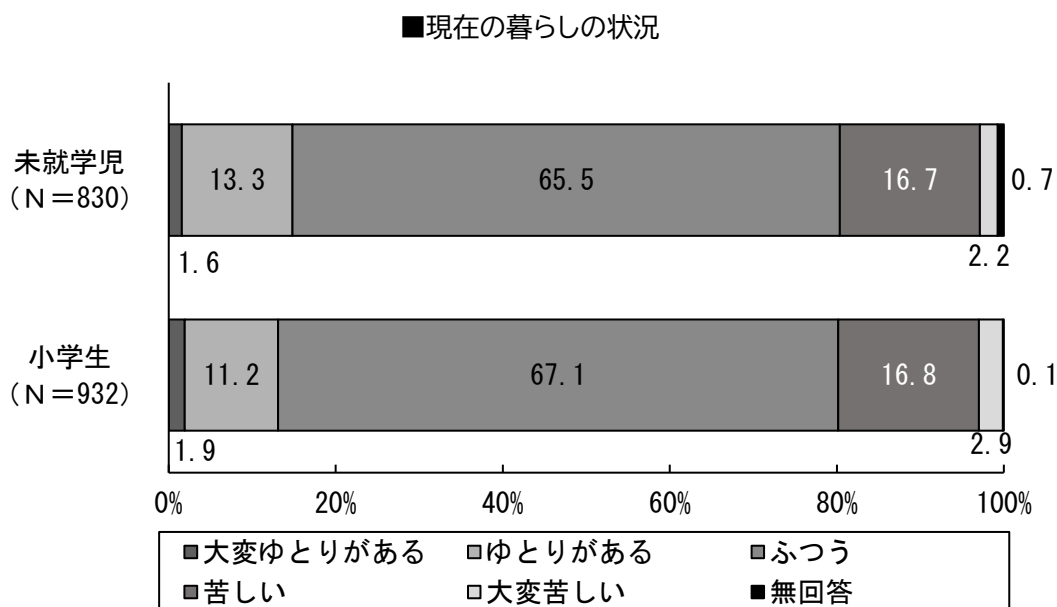


〈小学生〉



⑬暮らしの状況

- 現在の暮らしの状況は、未就学児、小学生ともに「ふつう」が6割を超えています。一方、『苦しい』（「苦しい」＋「大変苦しい」）は、未就学児では 18.9%、小学生では 19.7%となっています。



⑭遊べる場や遊べる施設(自由意見)

- 遊べる場、遊べる施設については、天候に関係なく遊べる施設の設置や遊具の更新、土曜日・日曜日でも開所している室内遊び場の設置等を求める意見が多く見受けられました。

■遊べる場、遊べる施設に関する主な意見

- アクセスしやすい場所に天候を気にせず、体を動かして遊ぶことのできる施設を作してほしい。
- こどもをのびのびと遊ばせることができる施設や公園が少なく、遊具も古いので見直しをしてほしい。また、砂場の衛生面も考えてほしい。
- 17 時頃まで開所し、土・日も開所している室内遊び場があると助かる。
- 小学生が利用すると、乳幼児は利用しにくくなる。他市の児童館のように乳幼児と児童の遊べる場所が区別されていると安心して遊べるので良いと思う。
- 市内には、遊んで食べて一日中楽しめる場所がなく、他市に行くことが多い。
- ゲームに夢中になっている子どもが多くなっているように思う。自然に興味を持ち、自然を大切にする等の教育を取り入れたプレイパークをつくってほしい
- 。

2 関係者ヒアリング調査結果

(1)ヒアリング調査の概要

本調査は、福祉関係、支援団体、施設利用者等を対象に、業務運営や子育て支援サービス等において現状抱えている課題を把握することを目的に実施しました。

■調査概要

項 目	内 容
調査対象者	【福祉関係】 市内公立保育所・幼稚園、市内私立認定こども園、母子保健推進員 【支援団体等】 障がい児団体 ⁸³ 、放課後児童クラブ支援員 【施設利用者】 児童センター・子育て支援センター利用者
調査期間	令和6年9月9日(月)～10月23日(水)
調査方法	郵送及び現地でのヒアリング

(2)ヒアリング調査結果

①市内公立保育所・幼稚園、市内私立認定こども園

【現在の運営における課題】

<主な意見>

- ・ 支援を必要とするこどもが増えており、保育士配置の配慮の必要性や保育士不足を感じている。
- ・ 保護者との価値観やこどもへの思いや関わり方の相違を感じ、対応の仕方に悩むことがある。
- ・ 児童の保育料・副食費の無償化の対象を拡充したためか、1歳の誕生日を迎える前に入園するこどもが多く、また、0歳児の早朝・延長保育を利用するこどもも増え、数字上では保育士は足りているが、現場は大変である。
- ・ 職員不足を感じる。若い職員を1～2名確保したいが、困難である。
- ・ 働き方改革により保育の質の向上が難しくなっているように思う。

支援を必要とするこどもが増加しているほか、共働き・共育で家庭の増加、働き方の多様化、保育料等の無償化対象の拡充等の要因により、低年齢児の利用増加及び長時間利用が増えています。加えて、職員不足により、職員の業務負担が増加傾向にあることがうかがえます。

⁸³ 障がい者の生活権利、学ぶ権利、政治参加の権利を守り、生活に必要な情報提供、研修会や相談会の開催、会員の親睦の推進を行うとともに、障がい者や家族からの要望を取りまとめ、行政等への要望や提案活動等を行っている団体。

【園でのこどもの様子】

<主な意見>

- ・ 3歳になってもおもむつが取れない、衣服の脱着ができない、箸が持てない、咀嚼が上手くできない、言葉が出にくい、すぐキレる等、発達や情緒面の遅れている状態がさらに進行しているように感じる。
- ・ 家庭でゲームをしたり YouTube を見たりしている子や夜寝るのが遅い子が多く、朝ご飯を食べてこない子がいる。朝からあくびをし、元気がない。
- ・ ゲームや YouTube 等の室内遊びが増え、一方で外遊びが減り、運動能力が低下している。体幹の弱さから転びやすくケガをすることも増えている。

年齢に応じた発達が伴っていないこどもが増加傾向にある様子がうかがえます。また、家庭で長時間ゲームをしたり、YouTube を見たりすることにより、寝不足なこどもが多いことや生活のリズムが崩れがちになっている様子がうかがえます。加えて、そのような室内遊びが増加することで、運動能力が低下し、ケガも増えていることがうかがえます。

【関係機関・団体との連携の必要性】

<主な意見>

- ・ 配慮の必要なこどもが増えてきていることから、つくし学園、県リハビリセンター、健康センター等と連携していく必要がある。
- ・ 教育委員会や小学校と連携を図り、情報交換を実施したい。また、園にこどもたちの様子を見に来ていただき、こどもたちにも小学校の見学をさせたい。
- ・ 他園との交流保育や高齢者施設との交流。

年齢に応じた発達が伴っていないこどもが増加傾向にあることから、医療等の専門機関との連携を望む声があります。また、地域のつながりを強化するため、他園や高齢者施設との交流を求める声もあります。

【児童虐待防止対策充実のための取組】

<主な意見>

- ・ 保育所、市、警察、児童相談所、健康センターとの連携が大事である。
- ・ 早期発見しても連携が上手くいかないとこどもを守ることができない。どのように対処すべきか研修が必要である。
- ・ 保護者との信頼関係を築き、子育ての悩みごとを抱え込まず相談ができるような開かれた場所となる必要がある。

早期発見後の対処の仕方について、学ぶ必要があります。また、発見後、速やかな対応につなげるためにも、関係機関と連携を強化していく必要があります。

【ひとり親への強化すべき支援】

<主な意見>

- ・ こどもが病気になった場合に利用できる場所やサービスが増えると良い。
- ・ 相談場所や専門員の配置がなされているが、そのことを知らない人が多いと思うので周知を徹底する必要がある。

誰にも頼ることができないひとり親が孤独に陥らないよう、支援していく必要があります。そのためにも、相談機関等の情報提供の徹底が求められます。

【障がい児を持つ保護者への支援】

<主な意見>

- ・ こどもの行動で気になることがあった際、関連機関につなげるまでが大変であった。また、保護者が障がいを認めないケースが多いので、専門員が保護者に会って話を聞く機会を求める。
- ・ 日常的に相談できる専門機関。些細なことを聞きたくても予約を取らなければならならず、相談しにくい声があるため、相談しやすい体制を図る必要がある。

近年は、身体的な障がいよりも発達障がいと思われるこどもが多く見受けられ、専門員の支援を求める声が多く上がっています。

②母子保健推進員

【相談される不安や困り事】

<主な意見>

- ・ 市内に産科が無い。検査も時間に追われ、相談がじっくりできないことから、妊婦の心のサポートが気軽に受けられる場がほしい。
- ・ 混合栄養や母乳だけの場合は、飲んだ量が目ではっきり見えないので不安に思うと相談される。
- ・ こどもが複数人いる場合、第1子を保育所に送迎する際には、第2子以降のこどもを連れて送迎を行わなければならないため大変であるという声が多い。
- ・ 父親の育児休業取得が推奨されているが、収入が減るので厳しい。

妊娠中や出産後、育休等、出産前後に関するトータルな相談が多いことがうかがえます。こどもを産み育てやすい環境を創出するためにも、子育て世帯の悩みを汲み取ることが必要です。

【業務における課題】

＜主な意見＞

- ・ 母子手帳発行時に訪問の説明をしているが、認知度が低い。知らない番号だと電話にも出してもらえず、訪問日がなかなか決められない。
- ・ 母子保健推進員の成り手が少なく、補充が必要でもなってもらえる人が見つからない。
- ・ イベントや研修を開催しても参加者が少なく、常に同じ顔触れである。また、母子保健推進員も働いている人が多いことから、協力してもらえる人が少ない。

知らない番号からの連絡は警戒され、電話に出てもらえないことから、訪問の日時を決めるための連絡がなかなかつかないという声が多く寄せられています。連絡がスムーズに取れる仕組みづくりが必要です。

【魚津市が「こどもを産み、育てやすいまち」となるために必要なこと】

＜主な意見＞

- ・ 魚津市は子育て面では充実して、経済面でも助かっていることが多い。SNS等で発信してもっとアピールするべきである。
- ・ 難しいこととはわかっているが、市内に産科があればと思う。若い人がこどもを産み育てやすく、住みやすいまちにすることが必要である。
- ・ スポーツや文化等、低年齢から利用できる施設(多目的ホール等)や大きな遊具のある室内公園が身近にあると良い。

市内に産科が無いことに不安を感じている声が上がっています。また、若い方々が魚津市でこどもを産み、育てられる環境の整備が求められています。

③障がい児団体

【保護者から寄せられる意見】

<主な意見>

- ・ 障がい児の預かりは、恒常的な日中の預かりから突発的な預かり、時間延長預かりといった希望が多い。親戚や他人に助けを求めることが難しい障がい児の場合、働きながら子育てするのは難しいと感じる。
- ・ 遅い時間まで預けられるところがなく、日曜日、祝日の受入れをしてくれる事業所がない。
- ・ 障がいをもっている子どもを連れて地域の公園等に行きづらい。遊べる場がほしい。
- ・ 障がいをもっている子の保育所の受入れについて、地域の保育所からつくし学園に転園して、再度併行通園を希望したら受け入れてくれるのだろうか。

障がい児を持ちながら働く保護者の場合、預け先や時間の延長、休日の預け先に苦慮していることがうかがえます。また、現在設置されている公園等は、健常児向けであり、障がい児が利用し難い実情があることから、障がいがあっても利用しやすい配慮や整備が求められます。

【子育ての環境充実のために必要なサービス】

<主な意見>

- ・ 障がい児を預かる施設が少ない。また、障がい児施設に対する報酬が低く、今の報酬では十分な職員配置ができない。障がい児の場合、親の果たす役割は大きく、単に子どもを預ける施設を増やすだけでなく、小学校低学年くらいまでは放課後親と過ごすことができるような親の働き方改革や施策も必要だと感じる。
- ・ サービスは充実しているように感じるが、周知が行き届いていないことも多く、もったいない。若い世代は情報源が偏っていることから、魚津市の施策を十分に把握しておらず、市外の障がい児施設に通っている場合がある。

障がい児を持ちながら働く保護者がもっと子どもに関われるようにするために、企業へ理解を求める働きかけが必要です。また、サービスの情報の周知が不十分との声が上がっていることから、周知方法の改善と周知の徹底が必要です。

④放課後児童クラブ支援員

【業務上困っていることや課題】

<主な意見>

- ・ 支援員の高齢化。それに伴い、支援員の体力がこどもの行動についていけない。
- ・ 人手不足を感じる。こどもが一斉に帰ってきたり、夏休みの受入人数が多かったりすると手が回らなくなり、精神的に余裕がなくなる。
- ・ 預かるこども数が多くなり、施設が狭い。
- ・ 発達障がい児と思われるこどもとの関わりが大変である。

少子化でありながら、放課後児童クラブの需要は増加しており、放課後児童クラブの支援員の負担が大きくなっていることがうかがえます。人員数や高齢化、施設の広さ等に対処する必要があります。

【連携の充実が必要な機関・団体】

<主な意見>

- ・ 発達障がいのこどもについて、医療機関や障がい児施設と情報交換ができれば良い。
- ・ 小学校の先生や保健室の先生、学区内の小児科の先生等と情報交換、連携ができれば良い。
- ・ 出身保育所等と情報交換をしたい。できれば、入学近くなった時の新しい情報がほしい。

小学校や保育所との連携、情報提供を求める声が多く上がっています。また、発達障がいのこどもが増えている傾向があり、障がい児施設等専門分野の機関との連携を望む声も多く聞かれます。

⑤児童センター・子育て支援センター利用者(保護者)

【施設を利用して良かったこと】

<主な意見>

- ・ 親子共々友達ができ、また、他の保護者と相談し合える関係になったこと。
- ・ 先生たちに育児相談ができ、親身になって様々な助言が頂けたこと。
- ・ 栄養士にアレルギーの相談ができ、アドバイスがもらえた。また、アレルギーを持つこどもの保護者と交流を持ち情報交換ができ、不安が解消できた。
- ・ おもちゃが充実していて、また、思いっきり体を動かすことができ、たくさん運動させられ刺激を与えられる。

こどもも保護者も友達ができ、保護者同士相談ができることで、悩みの解決にもつながっています。また、専門家への相談、アドバイスがもらえ、育児への不安等が払拭されていることがうかがえます。

【施設の改善点】

<主な意見>

- ・ 土、日、祝日も開所してほしい。
- ・ 児童センターは、午後や夏休みには小学生が利用するため、小さなこどもは利用し難い。いつでも利用できたら良い。
- ・ 子育て支援センターは、開所が15時30分までのため短いと感じる。16時30分もしくは17時までにしてほしい。こどもが昼寝をしてから連れていこうと思うと閉館時間が迫っていて連れていけないことが多々ある。
- ・ 子育て支援センターは、保育所等に入所したら利用できなくなる。上の子が保育所に行っていると一緒に連れてくることができないので、保育所に入所しても利用できるようなしてほしい。

放課後児童クラブと併用されていると、小学生の利用時に利用できなくなるとの声が多くあります。また、子育て支援センターにおいては、開所時間や利用条件の変更を求める声も多く上がっています。

3 小学生へのアンケート調査結果

(1)アンケート調査の概要

本調査は、市内の小学5年生と6年生を対象に、魚津市のことや学校生活のこと等について、どのような考えや意見を持っているか把握することを目的に実施しました。

■調査概要

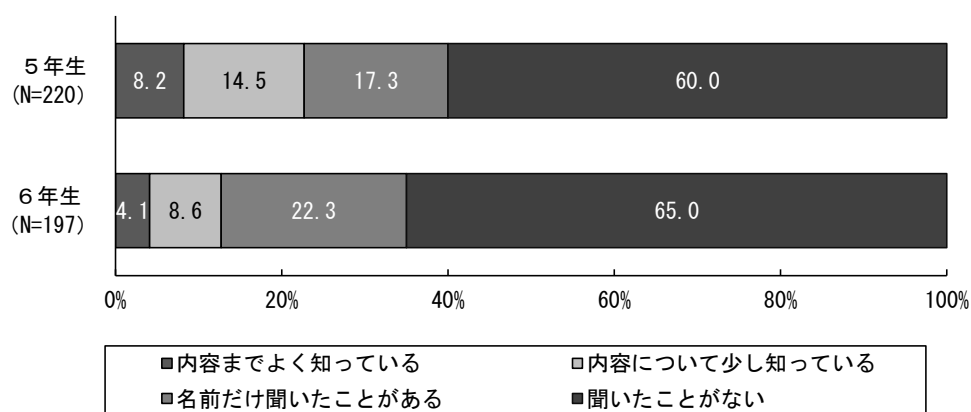
項 目	内 容
調査対象者	市内の小学5年生・6年生
調査期間	令和6年9月 24 日(火)～10 月4日(金)
調査方法	調査項目が掲載されているURLにアクセスし、WEB上で回答
回 収 数	- 小学5年生 220 件(回収率:78.3%) - 小学6年生 197 件(回収率:73.8%)

(2)アンケート調査結果

①「魚津市子どもの権利条例」の認知度

- 魚津市子どもの権利条例について聞いてみると、『知っている』(「内容までよく知っている」+「内容について少し知っている」)が、5年生で 22.7%、6年生で 12.7%となっており、5年生の方が6年生より 10 ポイント高い結果となりました。また、『内容を知らない』(「名前だけ聞いたことがある」+「聞いたことがない」)が、5年生で 77.3%、6年生で 87.3%となり、多くの児童が内容について知らない状況となっています。

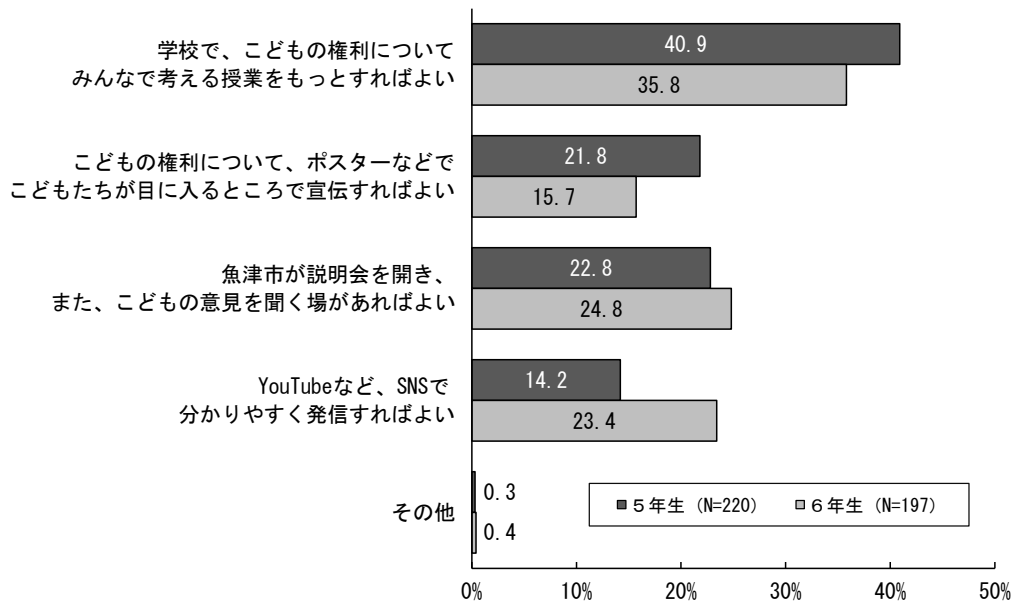
■「魚津市子どもの権利条例」の認知度



②こどもの権利やこどもの施策に興味を持てるようにすること

- こどもの権利やこどもの施策に興味を持てるようにするにはどのようにすれば良いか尋ねたところ、「学校で、こどもの権利についてみんなで考える授業をもっとすればよい」が5年生で40.9%、6年生で35.8%と最も高く、次いで「魚津市が説明会を開き、また、こどもの意見を聞く場があればよい」が5年生で22.8%、6年生で24.8%となっています。
- 授業や説明会等、直接話や意見を聞く場があればよいという回答の割合が高くなっています。

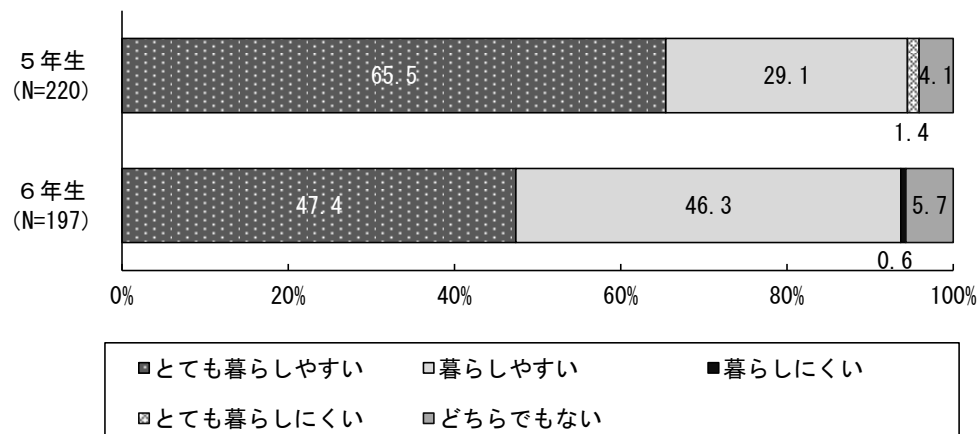
■こどもの権利やこどもの施策に興味を持てるようにすること〈複数回答〉



③魚津市の暮らしやすさ

- 魚津市が暮らしやすい市であるか尋ねたところ、『暮らしやすい』(「とても暮らしやすい」+「暮らしやすい」)が5年生で94.6%、6年生で93.7%と最も高く、9割以上が暮らしやすいと感じていることがわかります。

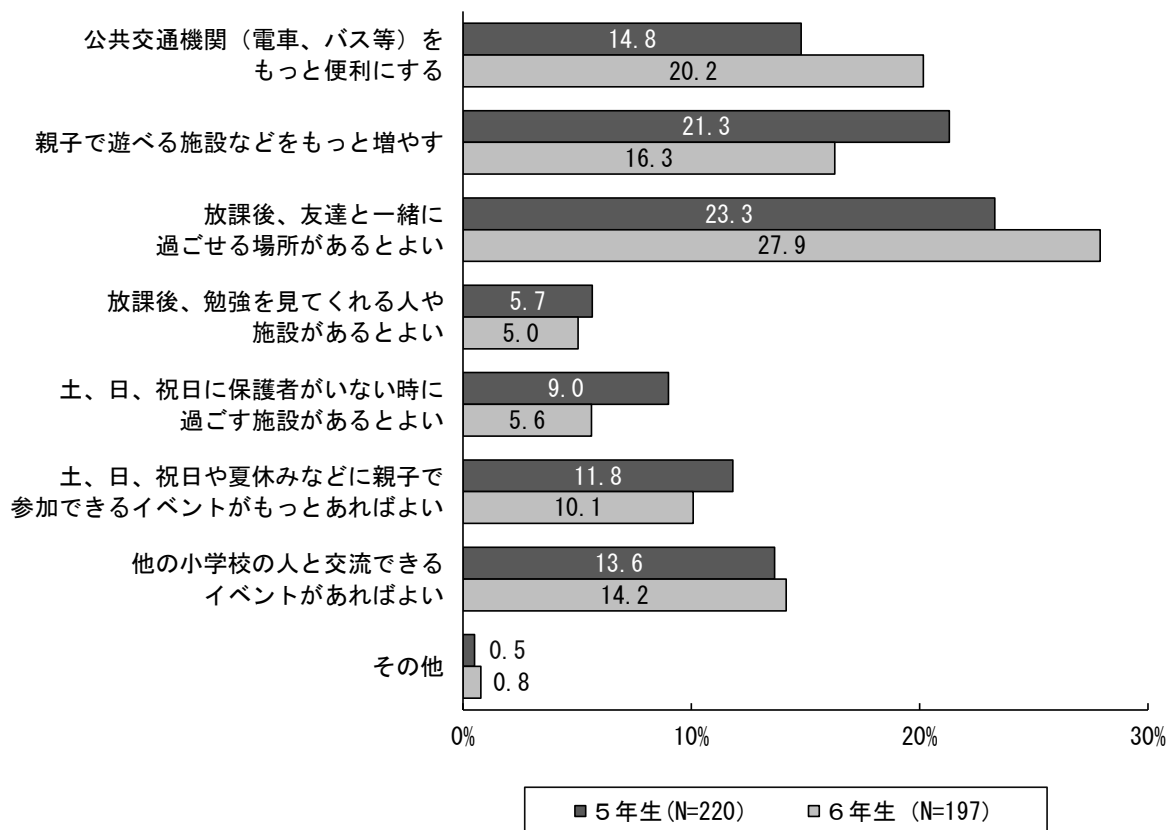
■魚津市の暮らしやすさ



④魚津市がよくなるには

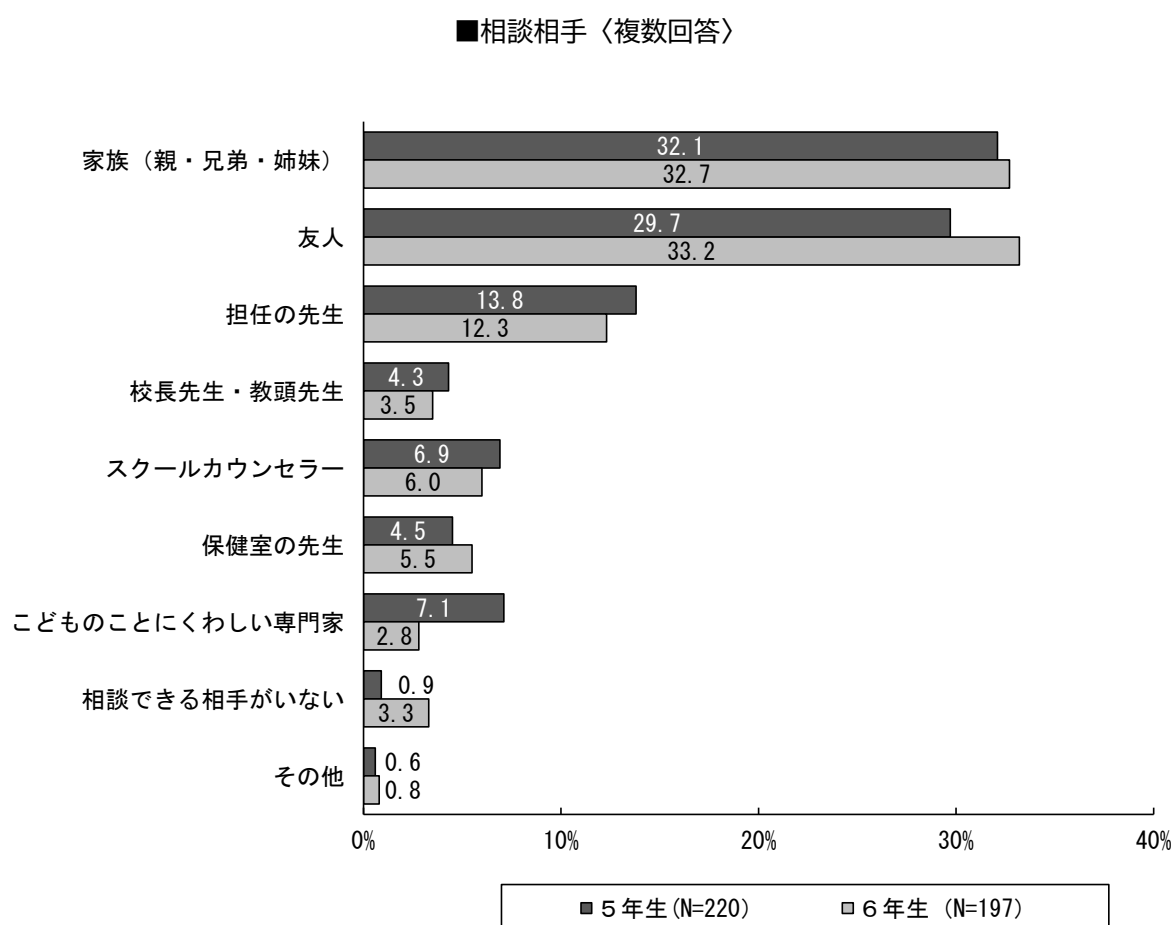
- ・ 魚津市がもっとよくなるにはどのようなことをしたらよいか尋ねたところ、「放課後、友達と一緒に過ごせる場所があるとよい」が5年生で23.3%、6年生で27.9%と最も高くなっています。
- ・ 次いで、5年生では、「親子で遊べる施設等をもっと増やす」(21.3%)、「公共交通機関(電車、バス等)をもっと便利にする」(14.8%)の順となっており、6年生では、「公共交通機関(電車、バス等)をもっと便利にする」(20.2%)、「親子で遊べる施設等をもっと増やす」(16.3%)の順になっており、友達や家族等と楽しく過ごせる場を求めていること、公共交通機関が便利になることを求めていることがうかがえます。

■魚津市がよくなるには〈複数回答〉



⑤相談相手

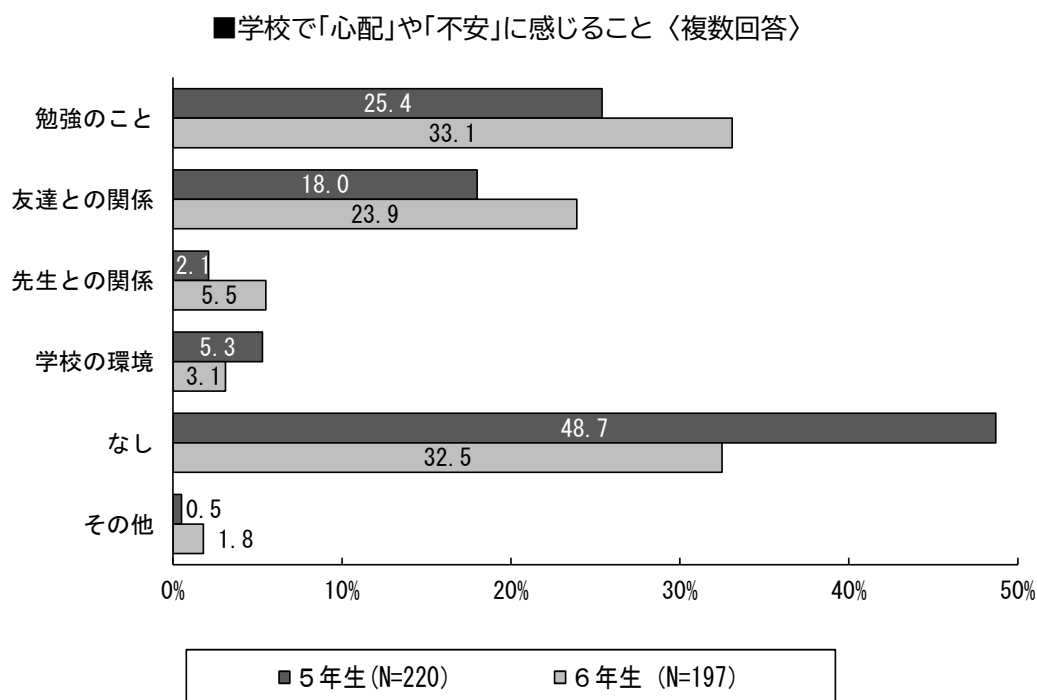
- ・ どのような相手であれば気軽に相談できるかを尋ねたところ、5年生では「家族(親・兄弟・姉妹)」が32.1%、6年生では「友人」が33.2%と最も高くなっています。
- ・ 次いで、5年生では、「友人」が29.7%、「担任の先生」が13.8%の順となっており、6年生では、「家族(親・兄弟・姉妹)」が32.7%、「担任の先生」が12.3%の順となっており、身近な人に相談することがうかがえます。
- ・ 一方で、「相談できる相手がいない」が5年生で0.9%、6年生で3.3%と、悩みごとを誰にも相談できない子どもが僅かにいることもわかります。



※小学生に向けたアンケート調査で、「家族」の回答項目は小学生にわかりやすくするため、「家族(親、きょうだい)」としていました。令和5年度に実施されたニーズ調査の「家族」の回答項目は「家族(親・兄弟・姉妹)」としており、2種の回答項目が存在していることから混乱を避けるため、回答項目を「家族(親・兄弟・姉妹)」で統一しています。

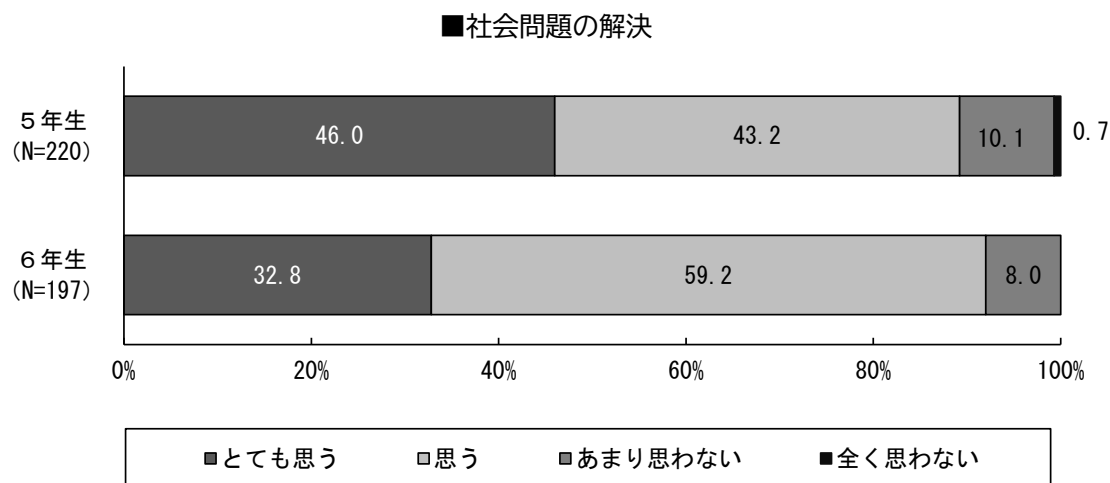
⑥学校で「心配」や「不安」に感じること

- ・ 「心配」や「不安」に感じることは、「なし」が5年生で 48.7%、6年生で 32.5%と最も高く、5年生が16.2ポイントも高くなっています。
- ・ 次いで、「勉強のこと」が5年生で 25.4%、6年生で 33.1%と、6年生が 7.7ポイント高くなっており、学年が上がると学習面で心配や不安を抱えていることがうかがえます。



⑦社会問題の解決

- ・ こどもの意見を聞きながら解決した方がよいと思うか尋ねたところ『思う』(「とても思う」+「思う」)が5年生で 89.2%、6年生で 92.0%と最も高く、両学年とも大人と一緒に考え、解決していくことを望んでいることがうかがえます。



4 ヤングケアラーに関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本調査は、市内の小学5・6年生と中学生を対象に、ヤングケアラーの周知と実態把握を目的に実施しました。

■ 調査概要

項 目	内 容
調査対象者	市内の小学5・6年生及び中学生
調査期間	令和7年 10 月1日(水)～11 月 10 日(月)
調査方法	調査項目が掲載されているURLにアクセスし、WEB上で回答
回 収 数	・小学5・6年生 477 件 (回答率:87.9%) ・中学生 575 件 (回答率:70.6%)

※図表中に「n」と記してあるのは、質問に対する回答者総数で、回答比率(%)が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

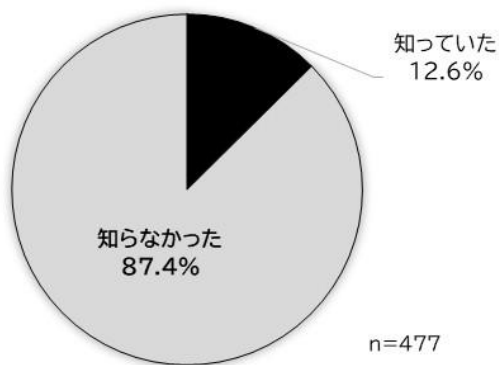
※複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

(2) アンケート調査結果

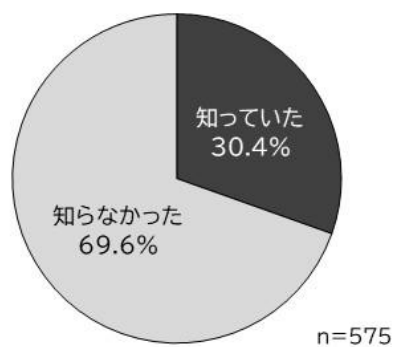
① ヤングケアラーの認知度

- ・ ヤングケアラーという言葉と意味を既に知っていたかについて、チラシを配付して尋ねたところ、「知っていた」割合は、小学生で12.6%、中学生で30.4%と認知度が低い状況であることがわかりました。

ヤングケアラーを知っていますか(小学生)



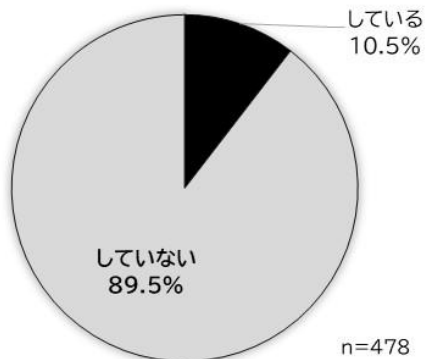
ヤングケアラーを知っていますか(中学生)



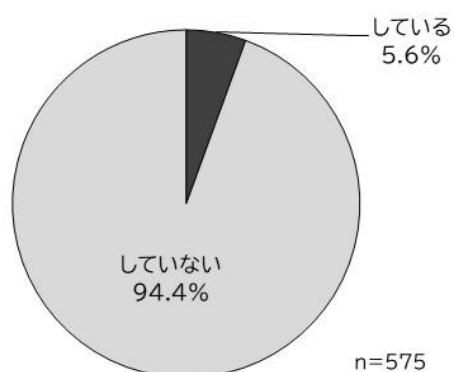
② 家族の誰かを世話しているか

- ・ 家族の世話をしているか尋ねたところ、小学生で10.5%、中学生で5.6%がしていると答えました。

家族の誰かをお世話していますか(小学生)

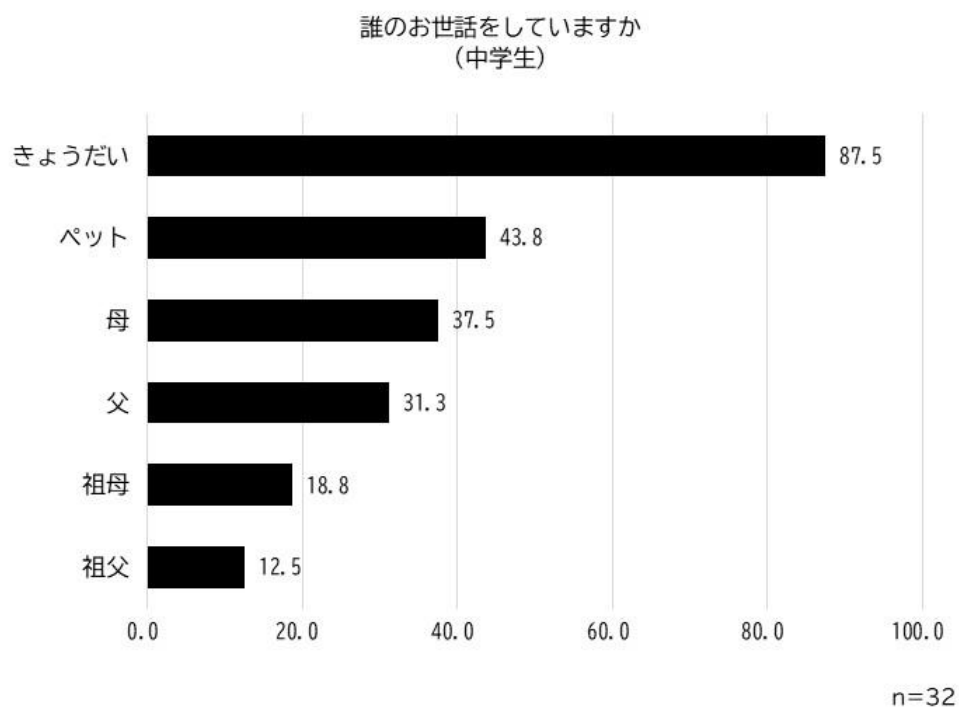
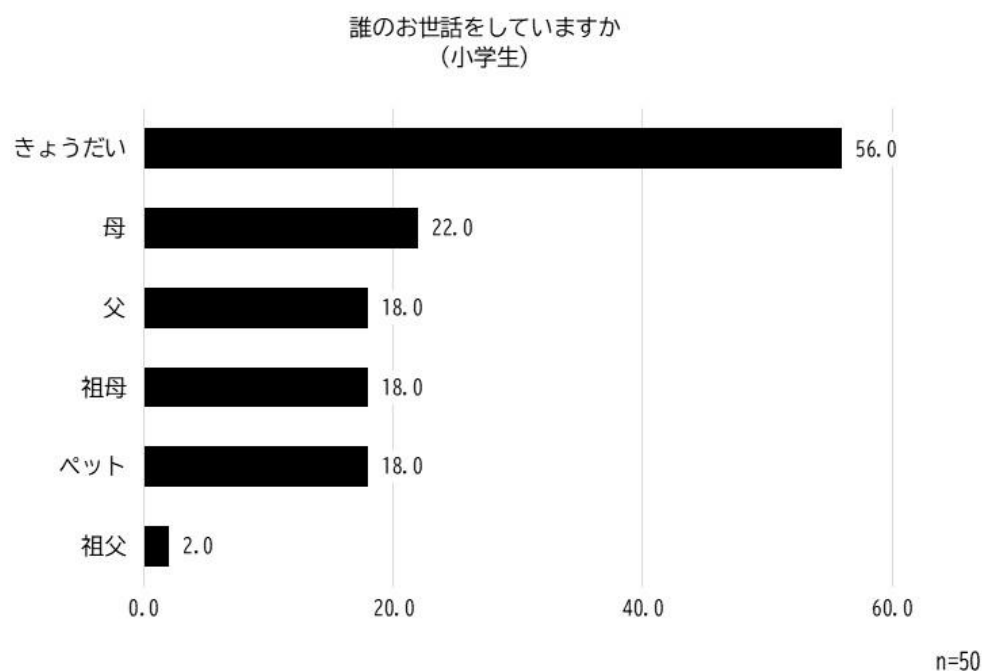


家族の誰かのお世話をしていますか(中学生)



③誰の世話をしているか(複数回答)

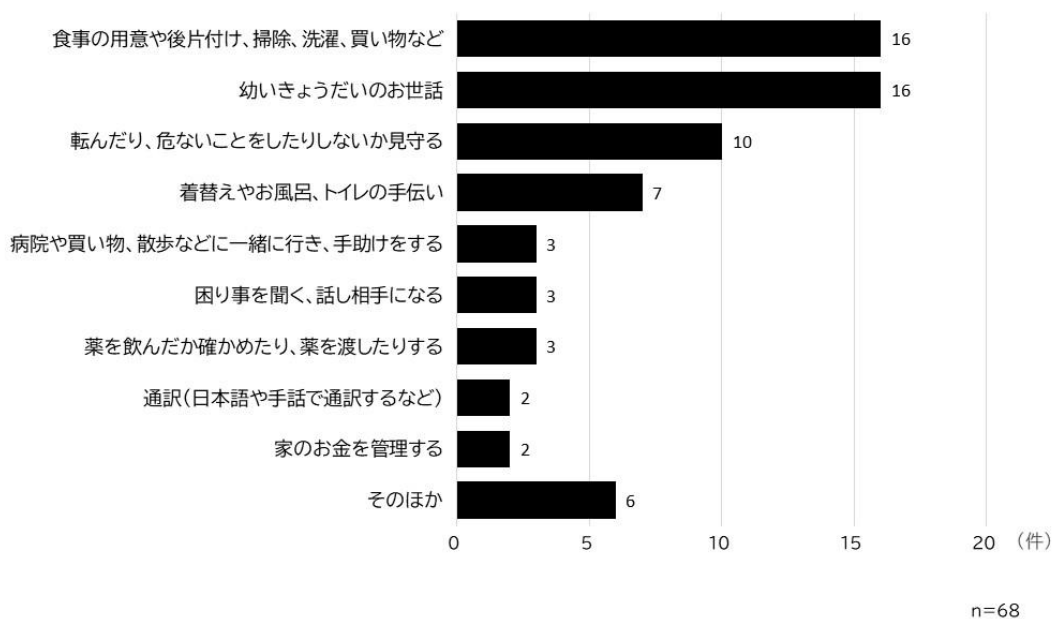
- ②で「(世話を)している」と答えた児童生徒のうち誰の世話をしているかを尋ねたところ、小学生(56.0%)、中学生(87.5)共に「きょうだい」が最も多くなっています。



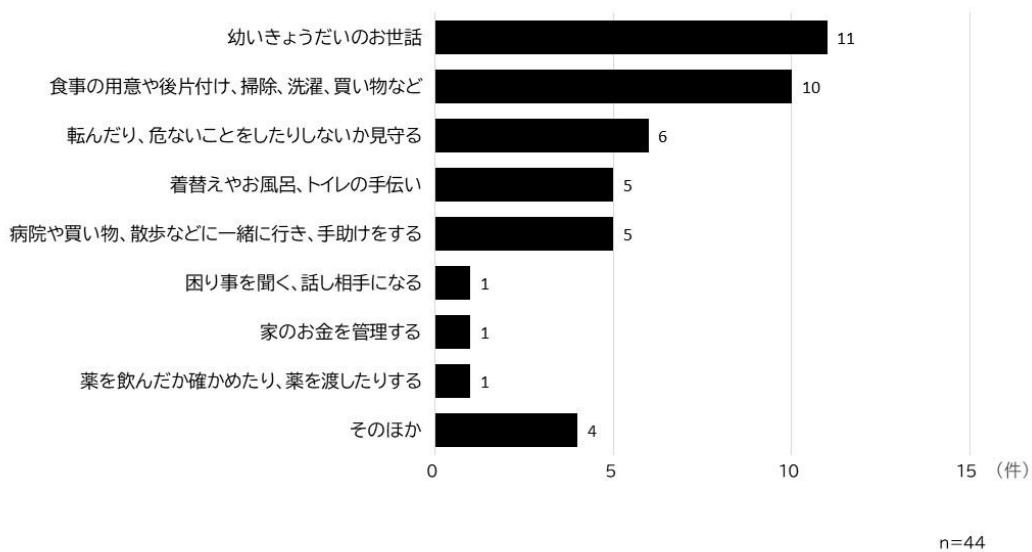
④どのような世話をしているか(複数回答)

- ②で「(世話を)している」と答えた児童生徒にどのような世話をしているか尋ねました。小学生、中学生どちらも「食事の用意や後片付け等」の家事や「きょうだいの世話」という回答が多い状況です。

どのようなお世話をしていますか(小学生)



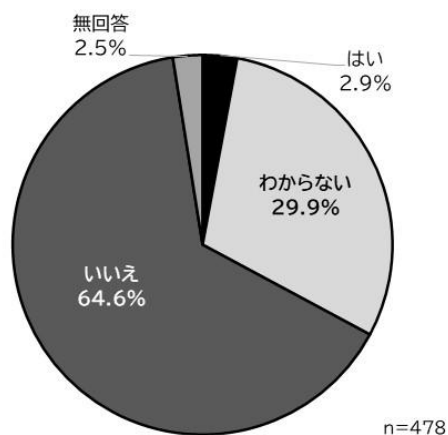
どのようなお世話をしていますか(中学生)



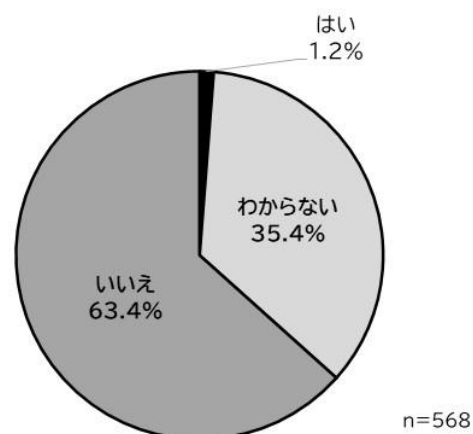
⑤自分がヤングケアラーにあてはまると思うか

- ・ 自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて尋ねました。「わからない」と回答した割合が小学生で 29.9%、中学生が 35.4%であり、ヤングケアラーの自己認知に迷う割合が高い状況です。これはヤングケアラーの定義がわかりにくいことを示していると考えられます。

自分がヤングケアラーにあてはまると思いますか(小学生)



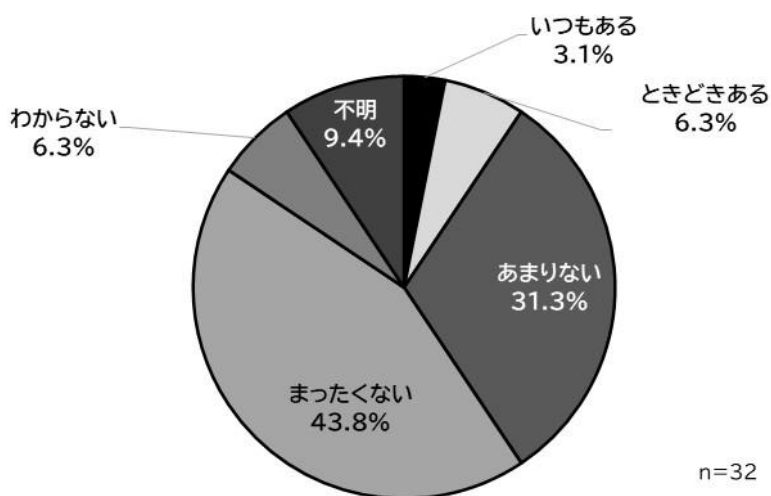
自分がヤングケアラーにあてはまると思いますか(中学生)



⑥お世話をしている「つらい」と感じる時はありますか

- ・ ②で「(世話を)している」と答えた中学生のうち、「つらい」と感じる時があるかについて尋ねたところ、「いつもある」が 3.1%、「ときどきある」が 6.3%となっており、9.4%が「つらい」と感じていることがわかりました。

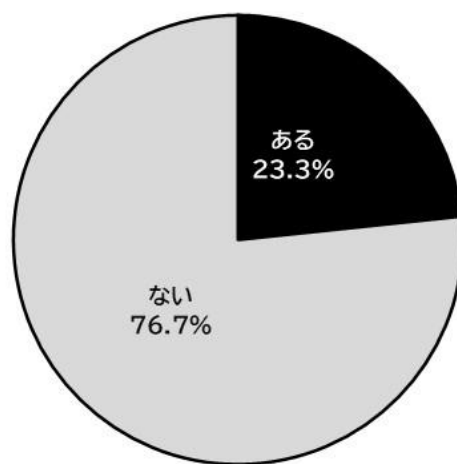
お世話をしている「つらい」と感じる時がありますか



⑦お世話の悩みを誰かに相談したことはありますか

- ・ ②で「(世話を)している」と答えた中学生のうち、悩みを誰かに相談したことがあるかについて尋ねました。「(相談したことが)ない」生徒が76.7%(23人)であることがわかりました。

お世話の悩みを誰かに話したことはありますか

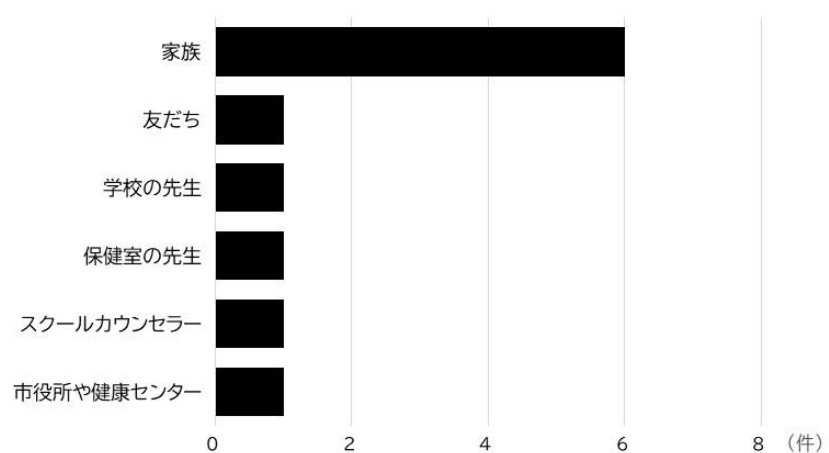


n=30

⑦-1 相談した相手は誰ですか(複数回答)

- ・ ⑦で「(相談したことが)ある」と答えた中学生のうち、その相手について尋ねたところ、半数以上が家族に相談していることがわかりました。

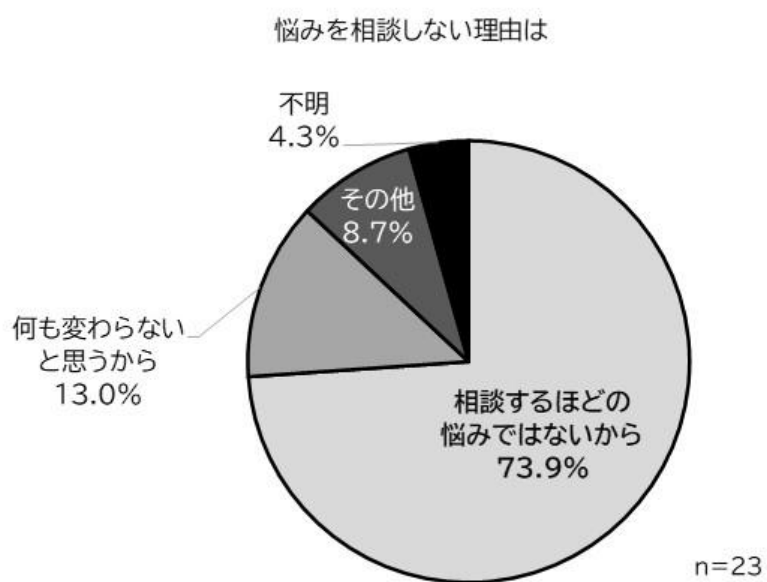
悩みを相談した相手は誰ですか



n=7

⑦-2 相談していない理由は

- ⑦で「(相談したことが)ない」と答えた中学生に相談しない理由を尋ねたところ、「何も変わらないと思うから」が13.0%、「その他」が9.1%と合わせて22.7%(5人)いることがわかりました。



⑧あなたが家族のお世話をしている場合に、あったらいいなということを教えてください
(抜粋)

- ・月に一回程度、家庭訪問に来て相談等をしたりする。
- ・ボランティアのヘルパーがいてくれたら良いと思います。
- ・話を聞いてくれる窓口。
- ・家庭の仕事等を手伝ってくれる人。
- ・相談できる人がいること、手伝ってくれる人、自由になれる場。
- ・周りの人に助けを求めやすい環境。
- ・好きなことが自由にできるようになれば良い。
- ・自分が学校等で外出しているときに自分が介護している方を預かってもらえる場所があれば良いと思う。
- ・相談できる環境を作してほしい。
- ・大人の人と一緒に(世話を)したいし、お金もあまりかからずに快適になるような工夫があると良いなと思います。

⑨ヤングケアラーについて、意見や感想等自由にかいてください
(抜粋)

- ・ヤングケアラーという言葉を知らなかったけれど大変だと思いました。
- ・お手伝い等をさせる等、教育的でとても良いと思いますが、わざわざお腹を痛めて産んだ子を召使のようにするのは違うと思うと感じました。
- ・子どもに押し付けるのは良くないと思う。
- ・ヤングケアラーは遠くの話ではなくもしかしたらすぐ身近なところにいるかもしれないとわかりました。そのため今後は他人事だと思わず学校生活等でも意識して過ごそうと思いました。そして、もし周りにそのような人がいたら、話を聞く等して自分にできる行動をとろうと思いました。
- ・ヤングケアラーの人が自分で抱え込まずに周りの人に相談したりできる環境があると良いと思いました。
- ・境遇や環境によって自分とは違う当たり前や現状があることに驚きを感じた。
- ・家族の世話をする未成年の負担が減るように市町村等から何かしらの補助等の策やその周知活動があればいいと思う。
- ・お手伝いでやっているのに、ヤングケアラーなのかがわからない。
- ・私とは違った、家族や生活のために行動している人がいることを知りました。もし周りの人の中に大変な思いをしている人がいるのなら、その人に寄り添ってあげたいと感じました。
- ・家族を助けるのは当然なのではないかと思いました。

5 高校生へのアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本調査は、市内の高校に通学している高校1・2年生を対象に、居住や進路、将来に対して、どのような考えや意見を持っているか把握することを目的に実施しました。

■ 調査概要

項 目	内 容
調査対象者	市内の高校に通学している高校1年生・2年生
調査期間	令和7年2月 21 日(金)～3月 21 日(金)
調査方法	学校を通じて周知(QR コードから読み取り WEB での入力・回収)
回 収 数	594 件(回答率:100%)

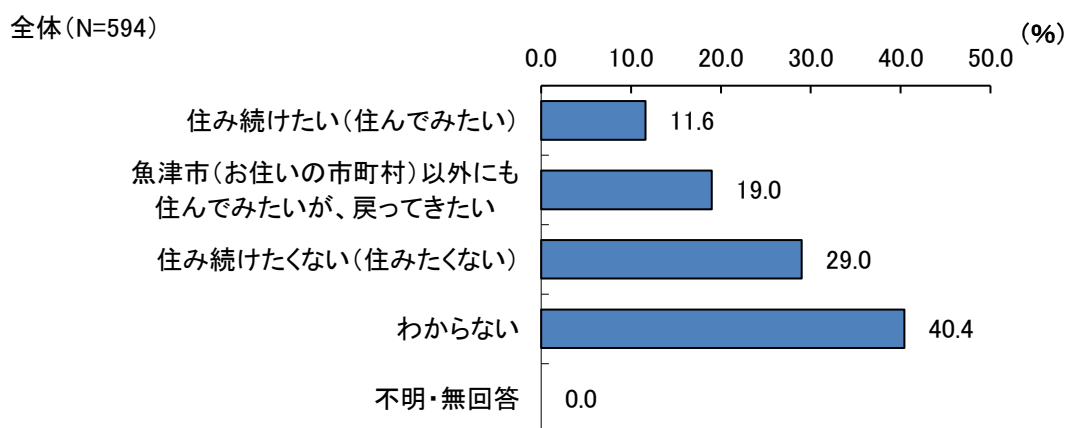
※図表中に「n」と記してあるのは、質問に対する回答者総数で、回答比率(%)が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

※複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

(2) アンケート調査結果

① 高校卒業後の魚津市(地元)への居住意向

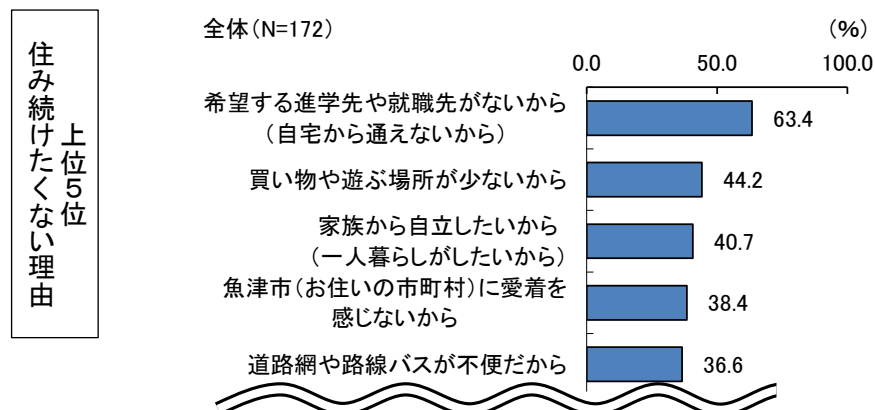
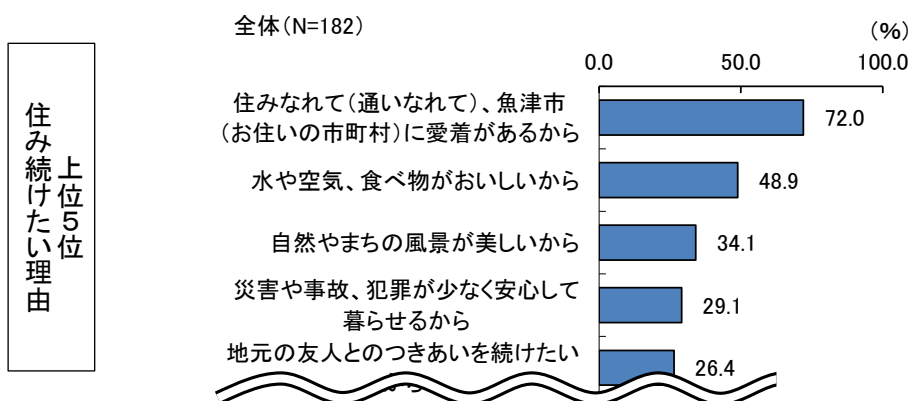
居住意向についてみると、「わからない」が 40.4%と最も高く、次いで「住み続けたくない(住みたくない)」が 29.0%、「魚津市(お住いの市町村)以外にも住んでみたいが、戻ってきたい」が 19.0%となっています。



② 住み続けたい理由と住み続けたくない理由(上位のみ)

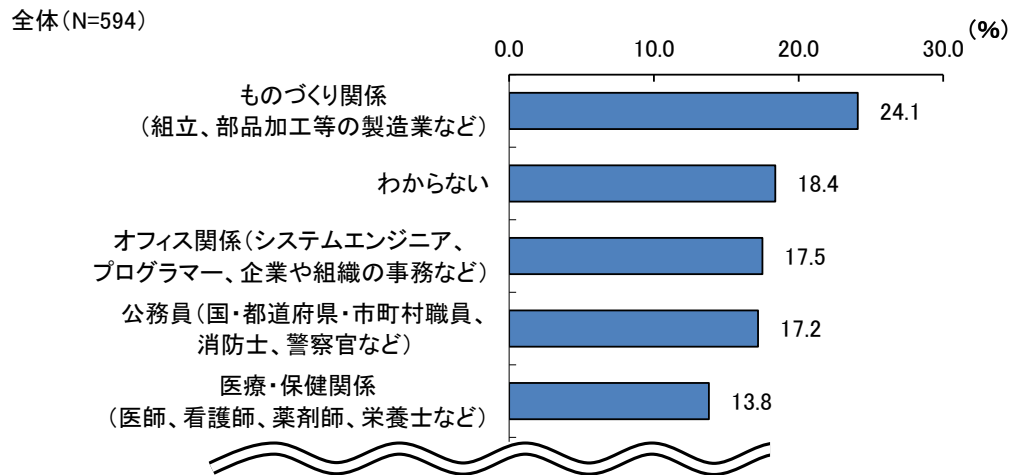
住み続けたい理由は、「住みなれて(通いなれて)、魚津市(お住いの市町村)に愛着があるから」が 72.0%と最も高く、次いで「水や空気、食べ物がおいしいから」が 48.9%、「自然やまちな風景が美しいから」が 34.1%となっています。

一方、住み続けたくない理由は、「希望する進学先や就職先がないから(自宅から通えないから)」が 63.4%と最も高く、次いで「買い物や遊ぶ場所が少ないから」が 44.2%、「家族から自立したいから(一人暮らしがしたいから)」が 40.7%となっています。



③ 将来、働きたい又は興味のある職業や仕事(上位のみ)

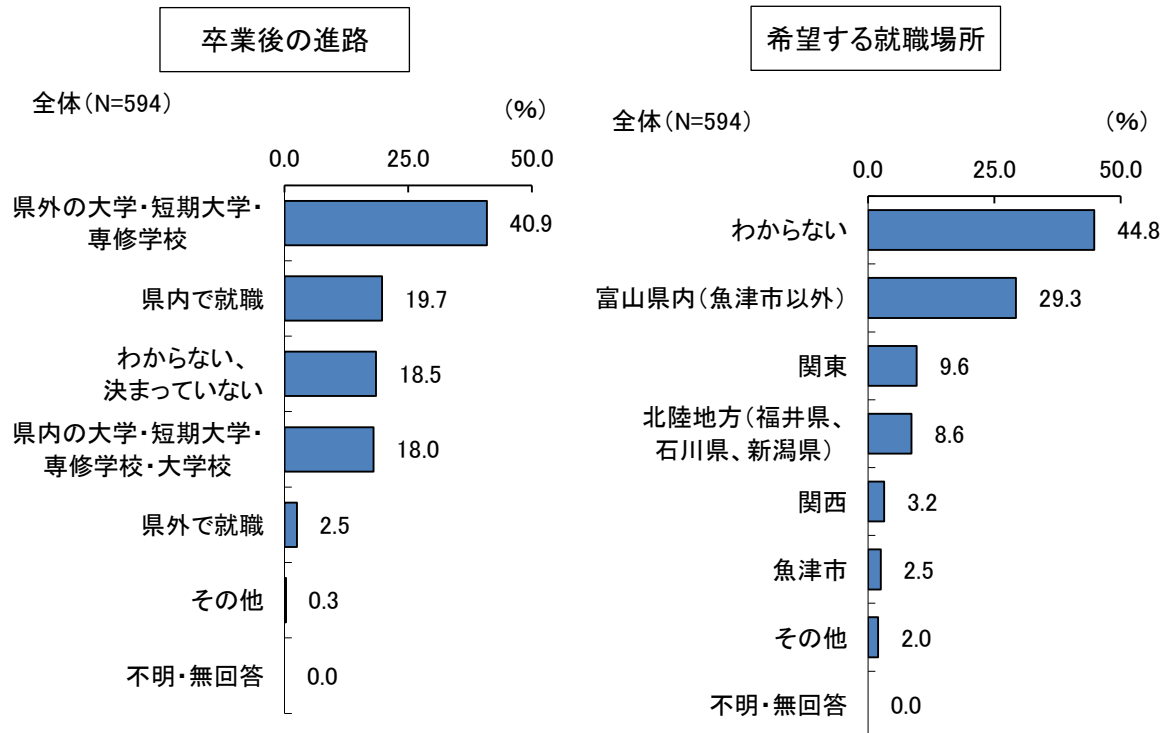
将来、働きたいと考えている又は興味のある職業や仕事についてみると、「ものづくり関係(組立、部品加工等の製造業等)」が 24.1%と最も高く、次いで「わからない」が 18.4%、「オフィス関係(システムエンジニア、プログラマー、企業や組織の事務等)」が 17.5%となっています。



④ 高校卒業後の進路と将来の希望する就職場所

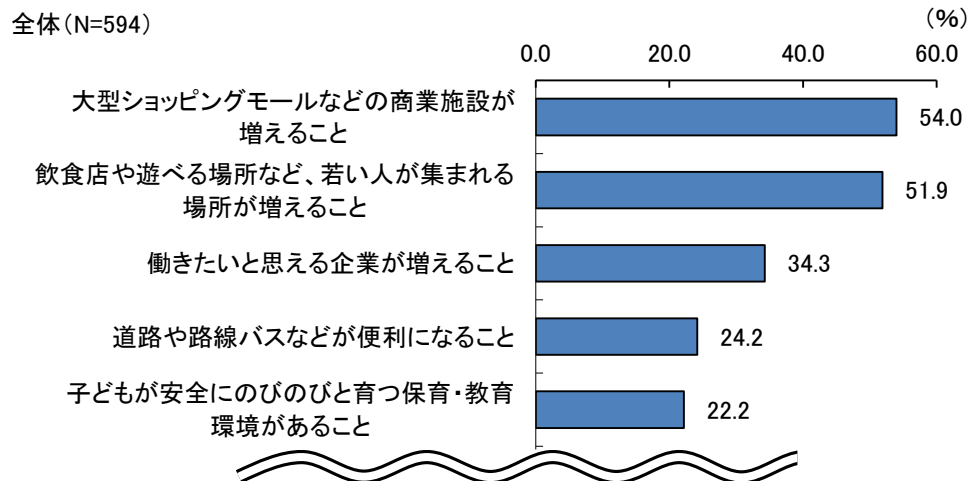
高校卒業後の進路についてみると、「県外の大学・短期大学・専修学校」が 40.9%と最も高く、次いで「県内で就職」が 19.7%、「わからない、決まっていない」が 18.5%となっています。

また、就職を希望する場所についてみると、「わからない」が 44.8%と最も高く、次いで「富山県内(魚津市以外)」が 29.3%、「関東」が 9.6%となっています。



⑤ 住み続けたい、戻ってきたいと思えるまちにするために必要なこと(上位のみ)

魚津市(地元)に住み続けたい、一度離れても戻ってきたいと思えるまちにするために必要なことについてみると、「大型ショッピングモール等の商業施設が増えること」が 54.0%と最も高く、次いで「飲食店や遊べる場所等、若い人が集まれる場所が増えること」が 51.9%、「働きたいと思える企業が増えること」が 34.3%となっています。



⑥ あなたが魚津市長だったらどんなまちづくりをしたいか(自由回答)

高校生の意見やアイデアについてまとめると、以下のような意見がみられました。

娯楽・商業施設の充実 (29 件)

- ・スタバとイオンを誘致する
- ・人が集まる店を増やす
- ・駅前をより発展させる
- ・若者の好きそうなお店(アサイーボウルのお店)等を増やし、ドラッグストアは減らす

観光・活性化の促進 (14 件)

- ・地域の魅力が伝わり観光客が訪れるまち
- ・駅の周りにもう少し建物を増やす
- ・蜃気楼等、富山湾をもっとアピールする

こども・子育て・教育の充実 (13 件)

- ・こどもの医療費無償化(実施中)
- ・市内の学習室を増やす。小中高の交流の場を設ける
- ・高校を合併し、校舎は残し大学のキャンパスのようにする

商工業の促進 (11 件)

- ・企業を積極的に誘致して働き手を増やす
- ・魚津の伝統(たてもん祭りやちょうろく)を守りつつ、経済活動を豊かにしたい
- ・経済特区で企業進出しやすい場所を作る

道路・交通の充実 (10 件)

- ・バスの時間の見直し
- ・電車の本数を増やす
- ・街灯を増やして明るい道を作る

安心・安全なまち (9 件)

- ・市民が安全・安心・快適に暮らせるようなまちづくりをしたい
- ・犯罪を減らす

6 若者へのアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本調査は、市内在住または通学通勤している 16～39 歳を対象に、生活や将来に対して、どのような考えや意見を持っているか把握することを目的に実施しました。

■調査概要

項 目	内 容
調査対象者	市内在住または通学通勤している 16～39 歳
調査期間	令和7年8月29日(金)～9月30日(火)
調査方法	調査項目が掲載されているURLにアクセスし、WEB上で回答
回 収 数	282 件(記名あり 166 件、記名なし 116 件)

※図表中に「n」と記してあるのは、質問に対する回答者総数で、回答比率(%)が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

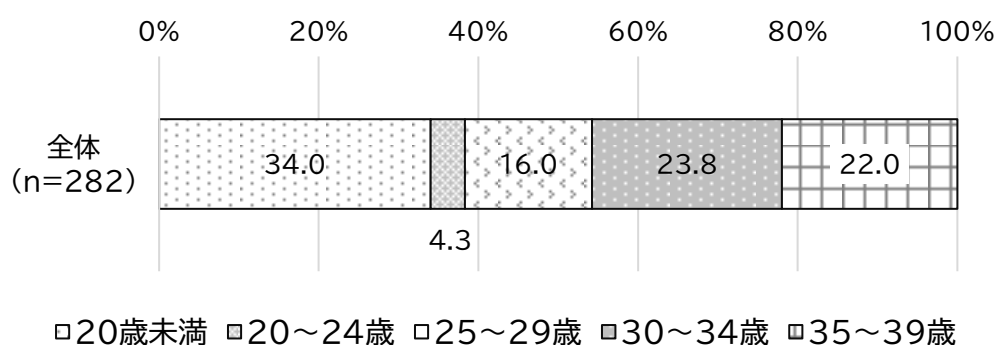
※複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

(2) アンケート調査結果

回答者について

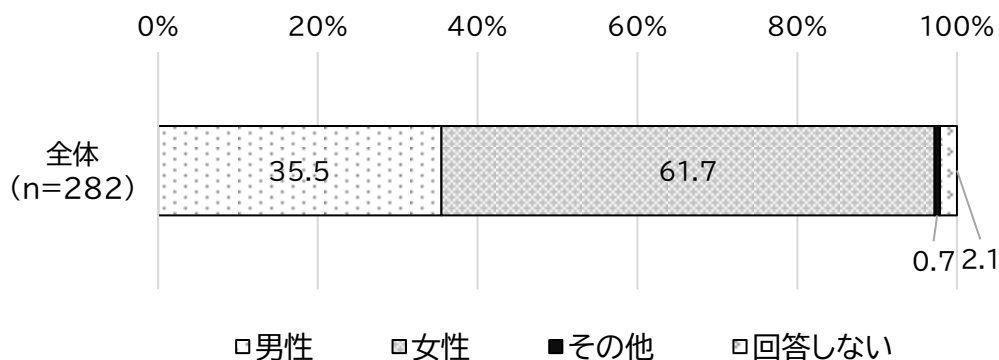
・あなたの年齢を教えてください。(n=282)

回答のうち、20歳未満が全体の 34.0%を占め、そのうち 99.0%が学生となっています。



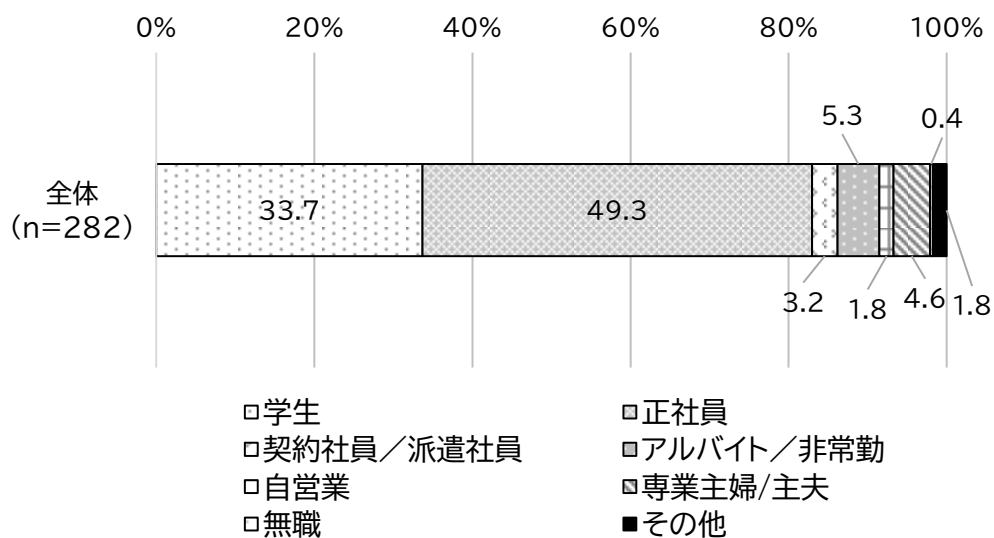
・あなたの性別を教えてください。(n=282)

回答のうち、「男性」が35.5%、「女性」のが61.7%、「その他」が0.7%、「回答しない」が2.1%となっています。



・あなたの現在の職業を教えてください。(n=282)

回答のうち、「学生」が33.7%、「正社員」が49.3%、「契約社員/派遣社員」が3.2%、「アルバイト/非常勤」5.3%、「自営業」が1.8%、「専業主婦/主夫」が4.6%、「無職」が0.4%、「その他」が1.8%となっています。



あなたの思いや気持ちに近いものを選んでください。

【1】から【4】(n=282)

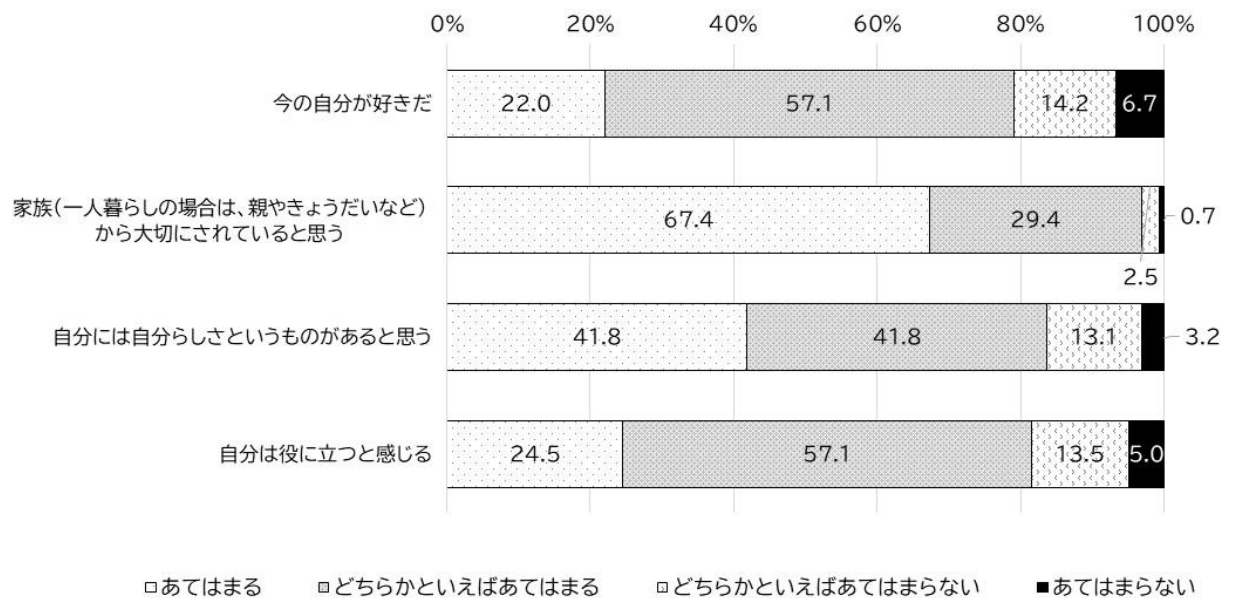
【1】今の自分が好きだ

【2】家族(一人暮らしの場合は、親やきょうだい等)から大切にされていると思う

【3】自分には自分らしさというものがあると思う

【4】自分は役に立つと感じる

『あてはまる』(「あてはまる」+「どちらかといえばあてはまる」)が、「今の自分が好きだ」は79.1%、「家族(一人暮らしの場合は、親やきょうだい等)から大切にされていると思う」は96.8%、「自分には自分らしさというものがあると思う」は83.6%、「自分は役に立つと感じる」81.6%となっており、『あてはまる』の回答が8割前後となっています。

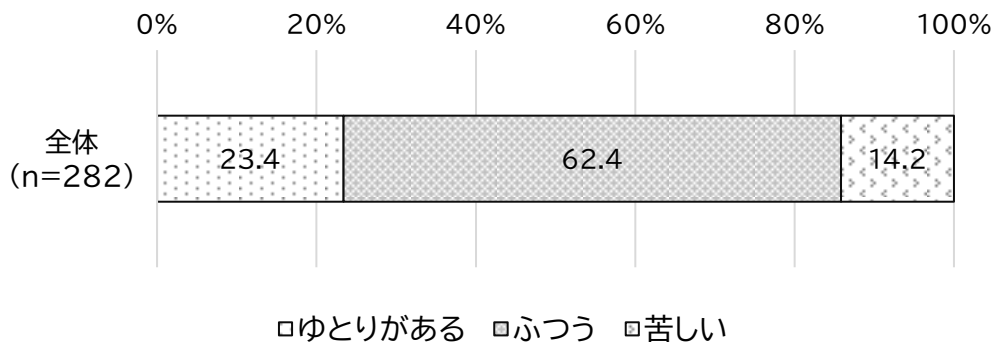


n=282

暮らしの状況について

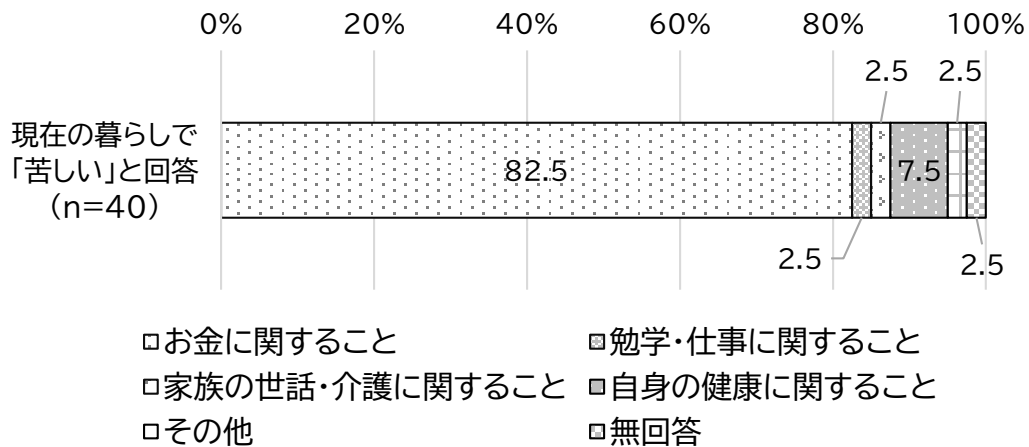
【5】あなたの現在の暮らしの状況について教えてください。(n=282)

回答うち、「ゆとりがある」が23.4%、「ふつう」が62.4%、「苦しい」が14.2%となっています。



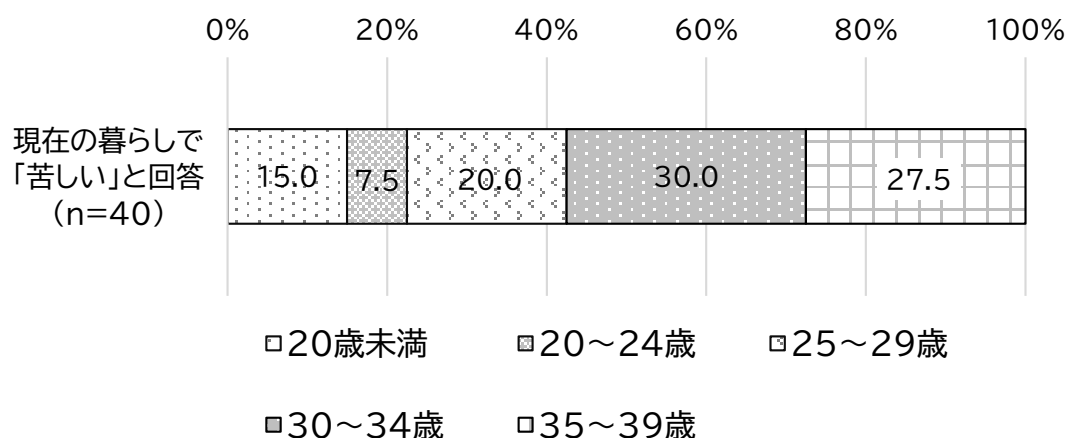
【6】(【5】で「苦しい」と答えた方)その1番の要因は何だと思いますか (n=40)

要因は、「お金に関すること」が82.5%と最も高く、全体の8割以上を占めていました。



【6】(【5】で「苦しい」と答えた方)年代別回答 (n=40)

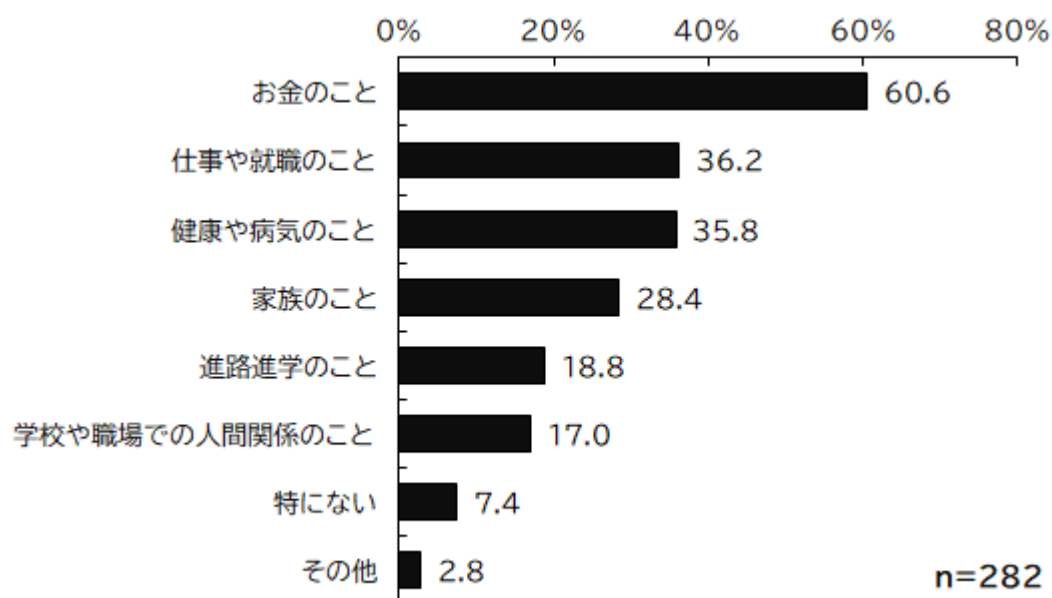
「苦しい」と答えた方を年代別にみると「30～34歳」が 30.0%と最も高く、次いで「35～39歳」が 27.5%、「25～29歳」が 20.0%の順となっています。



悩みや不安について

【7】あなたは将来に対する不安がありますか?(最大3つ)(n=282)

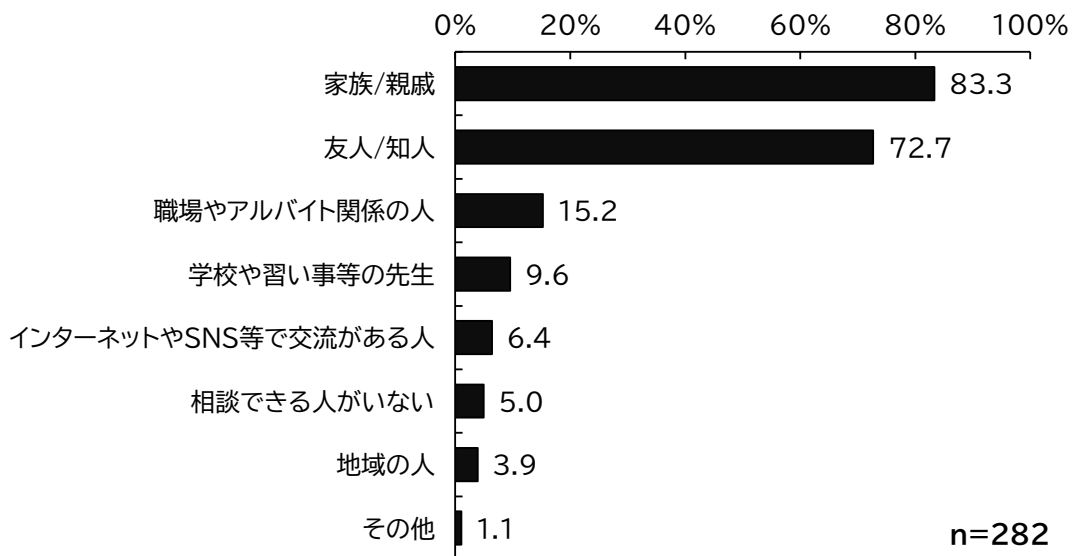
回答のうち、「お金のこと」が 60.6%、「仕事や就職のこと」が 36.2%、「健康や病気のこと」が 35.8%で、全体回答数の 60%以上を占めています。



その他(なりたいもの関連、家の購入、結婚・出産育児等)

【8】あなたは悩みを相談できる相手がいますか？(複数回答可)(n=282)

回答のうち、「家族や親戚」が83.3%、「知人や友人」が72.7%で併せて全体回答数の80%となっています。「相談できる相手がいない」との回答も5%あり、そういった方への各相談窓口への周知等も必要になると考えられます。

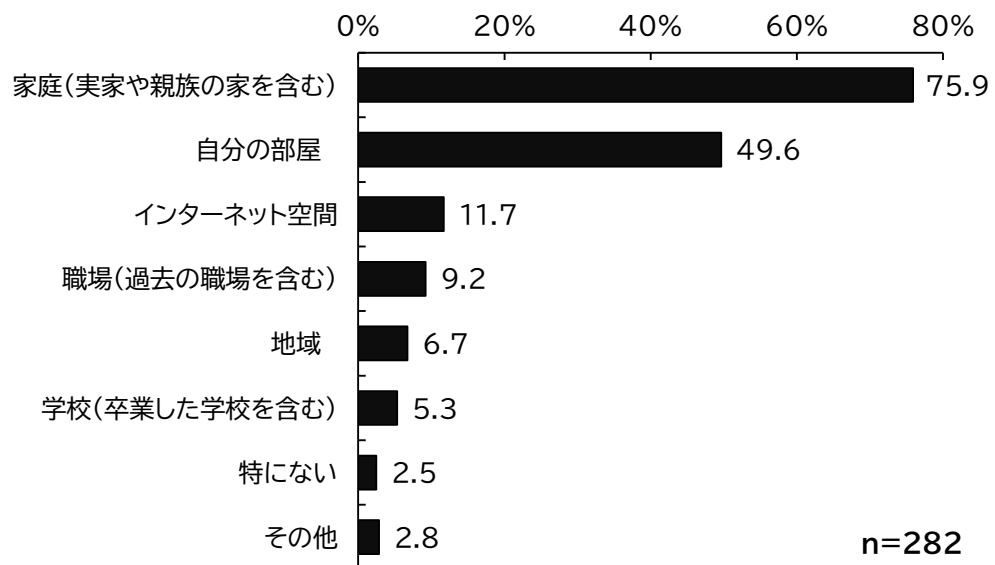


その他(相談するつもりがない)

【9】あなたが居心地の良いと思える場所はどこですか？(複数回答可)(n=282)

回答のうち、「家庭(実家や親戚の家を含む)」が75.9%と最も多く、次いで「自分の部屋」が49.6%となっています。

また、「インターネット空間」との回答も11.7%あり、居場所捉え方の多様性もうかがえます。



その他(部活、居酒屋、車の中)

【10】その他に居場所としてどのような場所があるとよいと思いますか？(自由記述)

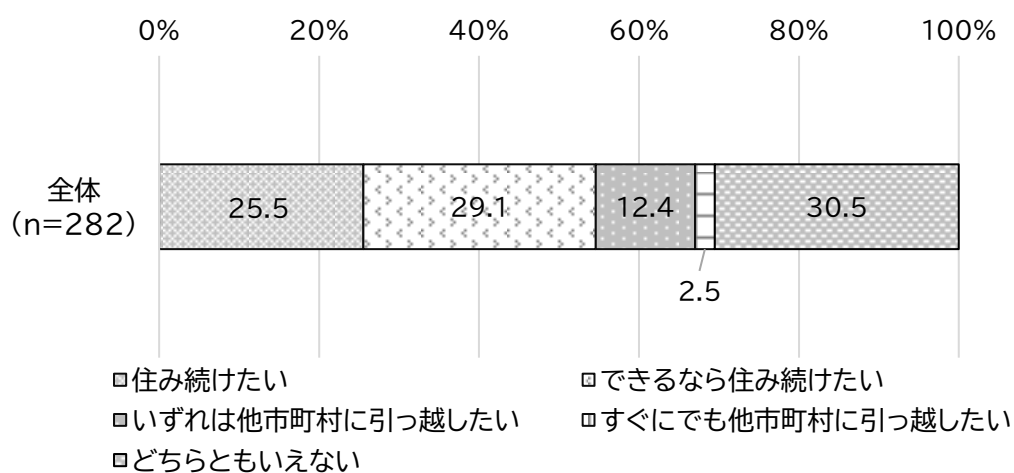
主な回答

- ・趣味や家庭環境等共通点がある人同士が集まれる場所
- ・子どもを遊ばせることができる場所
- ・仕事や育児の息抜きができる場所

定住について

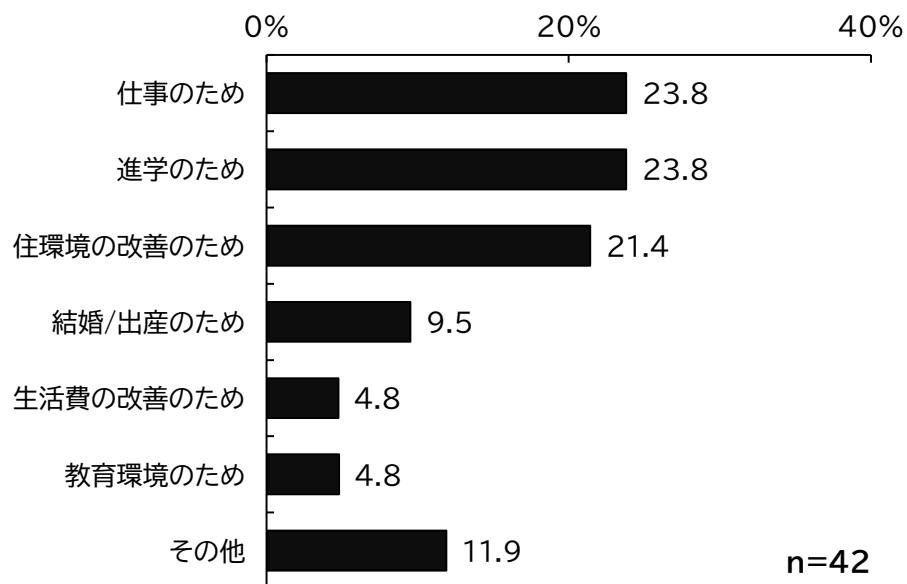
【11】あなたは今後も魚津市に住み続けたいと思いますか？(n=282)

回答のうち、『住みたい』(「住み続けたい」+「できるなら住み続けたい」)が 54.6%、『引っ越したい』(「いずれは他市町村に引っ越したい」+「すぐにでも他市町村に引っ越したい」)が 14.9%、「どちらともいえない」が 30.5%となっています。



【12】(【11】で「いずれは引っ越したい・すぐにでも引っ越したい」と答えた方)引っ越しを考える理由は何ですか？(n=42)

回答のうち、「進学のため」が23.8%、「仕事のため」が23.8%、「住環境改善のため」が21.4%となっておりが併せて全体の約70%を占めています。

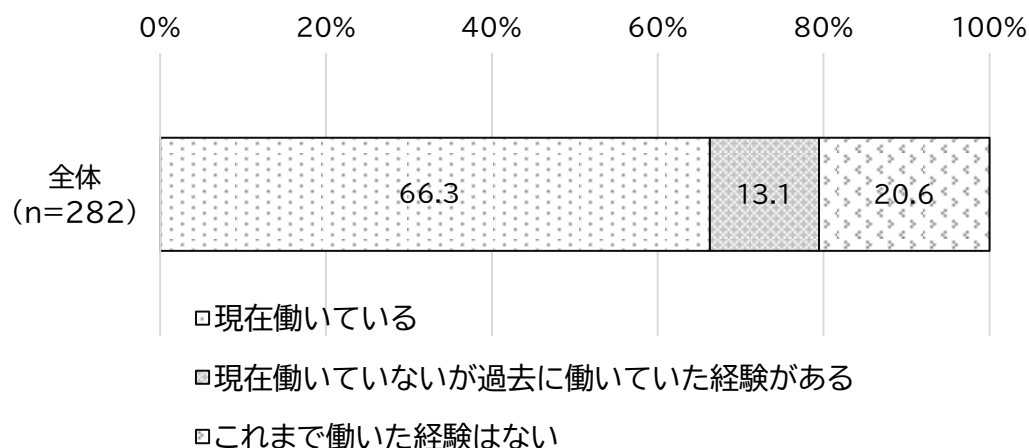


その他(環境が悪いから、魚津市に魅力を感じないから、実家が市外のため)

働くことについて

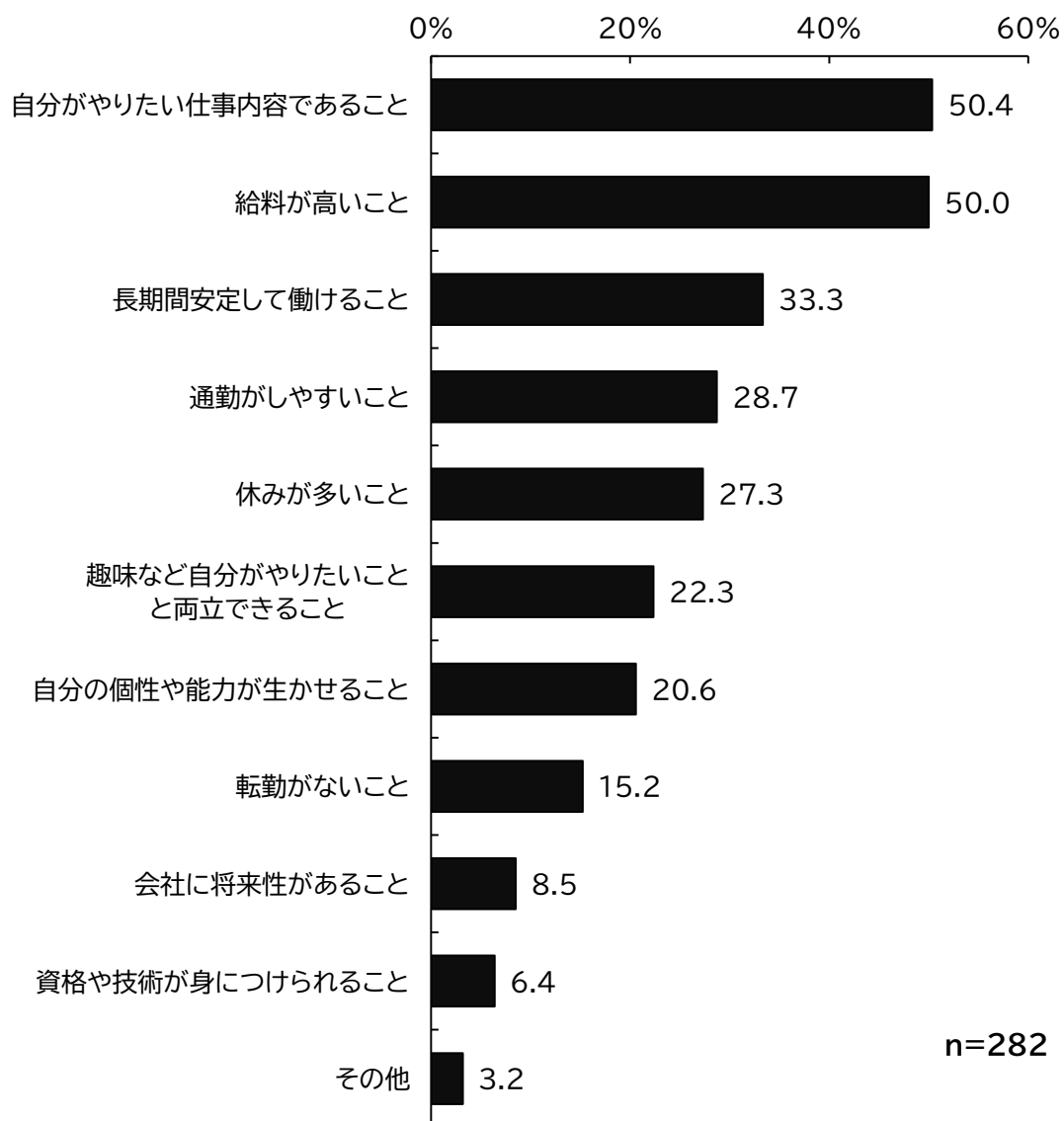
【13】あなたは働いた経験がありますか？(パート・アルバイトを含む)(n=282)

回答のうち、「現在働いている」が66.3%、「現在働いていないが過去に働いていた経験がある」が13.1%、「これまで働いた経験がない」が20.6%となっています。「これまで働いた経験がない」と回答した方のうち98%が「学生」からの回答でした。また、「現在働いていないが過去に働いていた経験がある」と回答した方についても、「学生」や「専業主婦/主夫」もしくは産休中の方からの回答でした。



【14】仕事を選ぶ際に重要と思うことは何ですか？(3つ以内)(n=282)

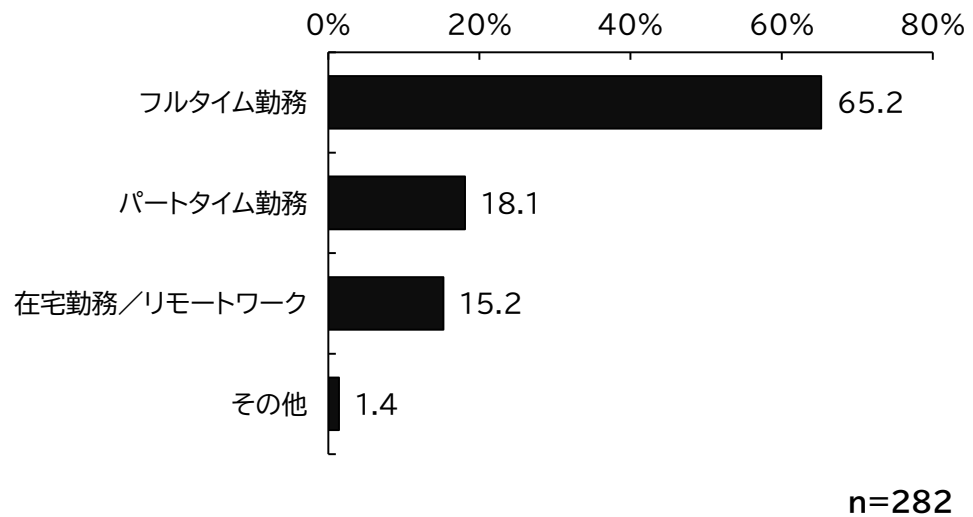
回答のうち、「自分がやりたい仕事内容であること」が50.4%、「給料が高いこと」が50.0%、「長期間安定して働ける」が33.3%で、併せて回答数全体の50%を占めていました。また、「学生」からの回答で「趣味等自分がやりたいことと両立できること」の回答率が高い傾向にありました。



その他(子育てと両立できること、出産・育児・介護に対して理解のある会社であること、上司・同僚との関係性がよいこと、福利厚生がよいこと等)

【15】今後の働き方についてどの選択肢が最も理想的ですか？(n=282)

回答うち、「フルタイム勤務」が65.2%、「パートタイム勤務」が18.1%、「在宅勤務/リモートワーク」が15.2%、「その他」が1.4%となっています。



その他(フルタイム勤務と在宅勤務を日によって選べる、どちらともいえない)

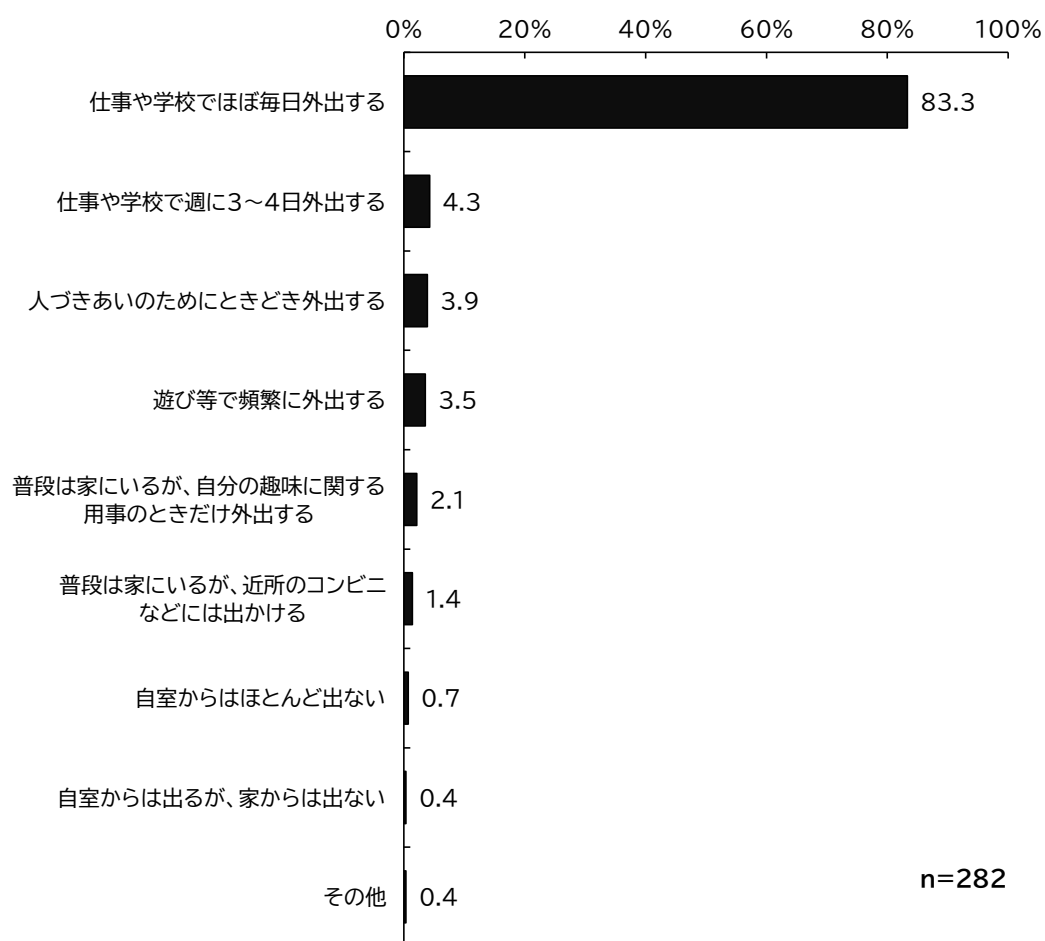
外出の頻度について

【16】あなたはふだんどれくらい外出しますか？

(6ヶ月以内の自身の状況について一番近いものを選択してください)(n=282)

回答のうち、「仕事や学校でほぼ毎日外出する」が83.3%最も高く、全体の8割以上を占めていました。

一方で、「自室からほとんど出ない」が0.7%、「自室からは出るものの家からは出ない」が0.4%となっており、割合としては少数ながら、家からほとんど外出しない層が1.1%存在していました。

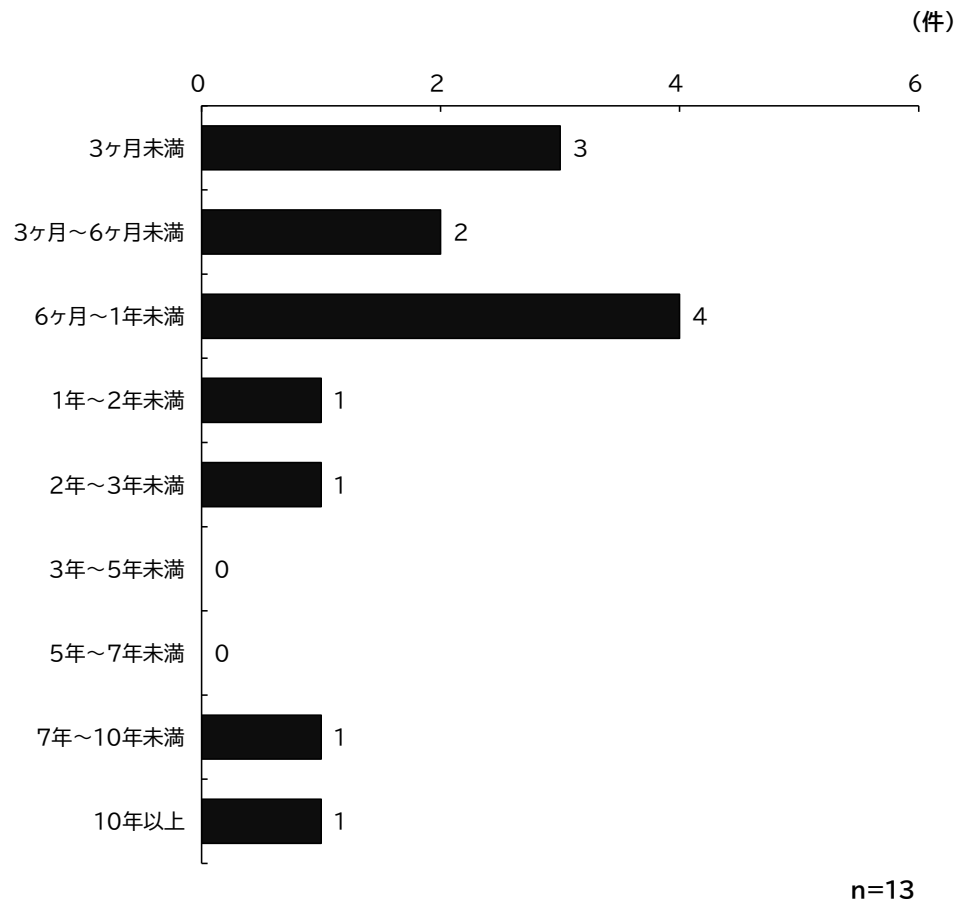


その他(在宅ワークだが毎日外出する)

【17】(【16】で、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「普段は家
にいて、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からはほとんど出ない」、「自室からは出る
が、家からは出ない」と回答した方を対象に質問)

外出状況が現在の状態になってどのくらい経ちますか？(n=13)

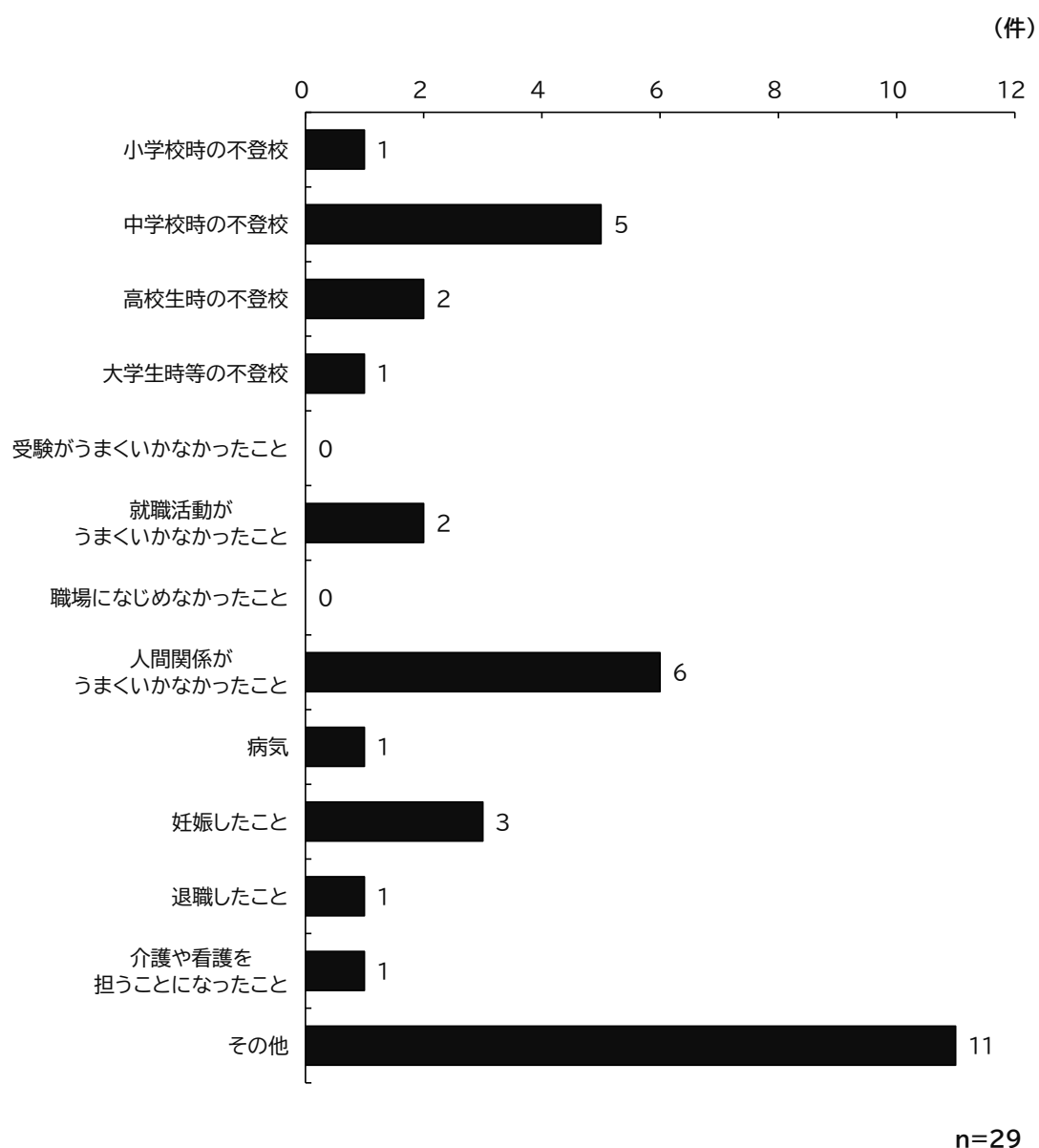
回答者のうち、外出頻度の低い状態が6か月を超えて継続している方は8件であり、そのうち
7年以上にわたるケースは2件となっています。



【18】(【17】で、「6ヶ月～1年未満」以上の回答の方を対象)

現在の状態になったきっかけは何ですか?(複数回答可)(n=8)

回答のうち、外出の頻度が低い状態になったきっかけは、「人間関係がうまくいかなかったこと」が2件、「妊娠したこと」が2件、「小学校時の不登校」が1件、「就職活動がうまくいかなかったこと」が1件となっています。



その他(2 拠点生活のため)

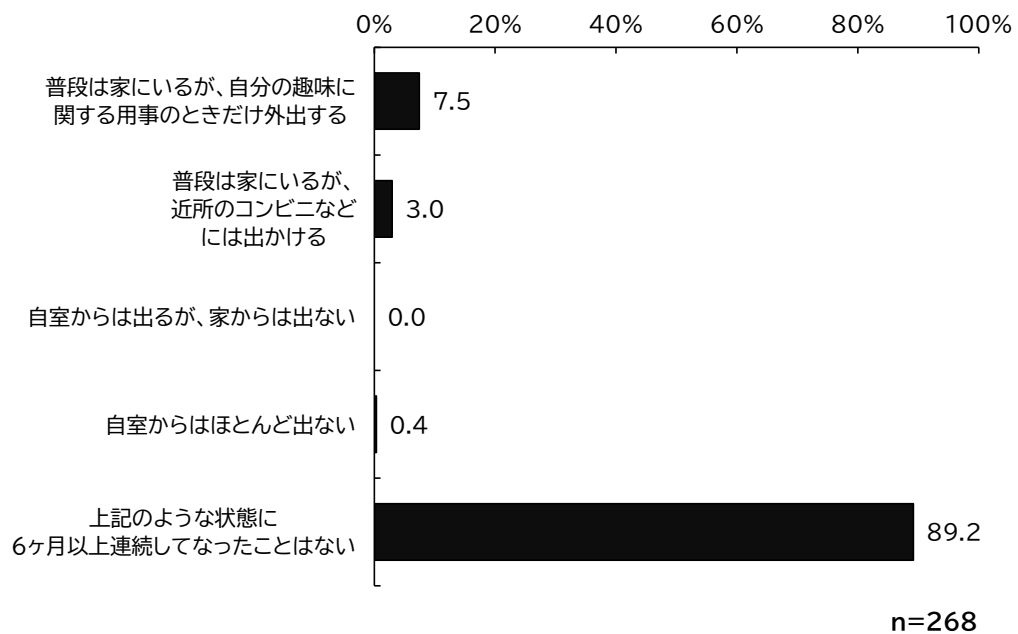
【19】(【16】で、「仕事や学校でほぼ毎日外出する」、「仕事や学校で週に3～4日外出する」、「人づきあいのためにときどき外出する」、「遊び等で頻繁に外出する」と回答した方を対象に質問) あなたは今までに6ヶ月以上連続して、以下のような状態になったことはありますか？

(n=268)

回答のうち、「過去に外出の頻度が低い状態になったことがない」(上記のような状態に6ヶ月以上連続してなったことはない)方が89.2%と8割以上となっています。

「過去に外出の頻度が低い状態になった」(その他の回答)方が10.9%となっています。

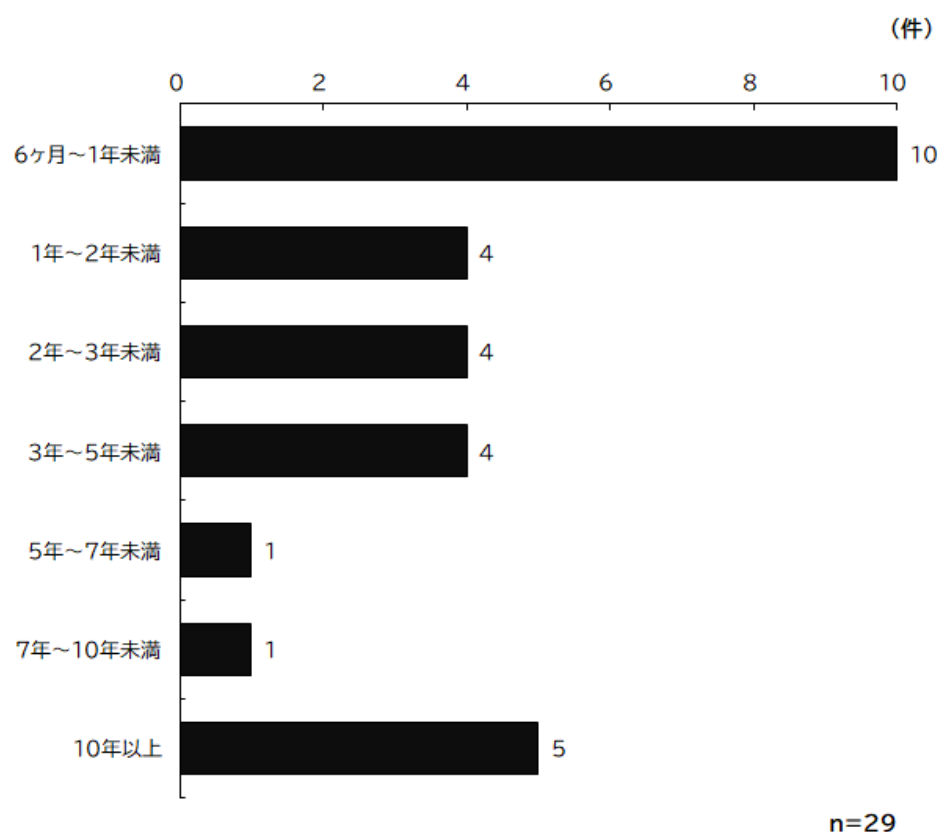
現在はひきこもり状態にはないものの、過去にひきこもりを経験したことがある方が1割以上存在することが明らかとなりました。



【20】(【19】で、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からはほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」と回答した方を対象に質問)

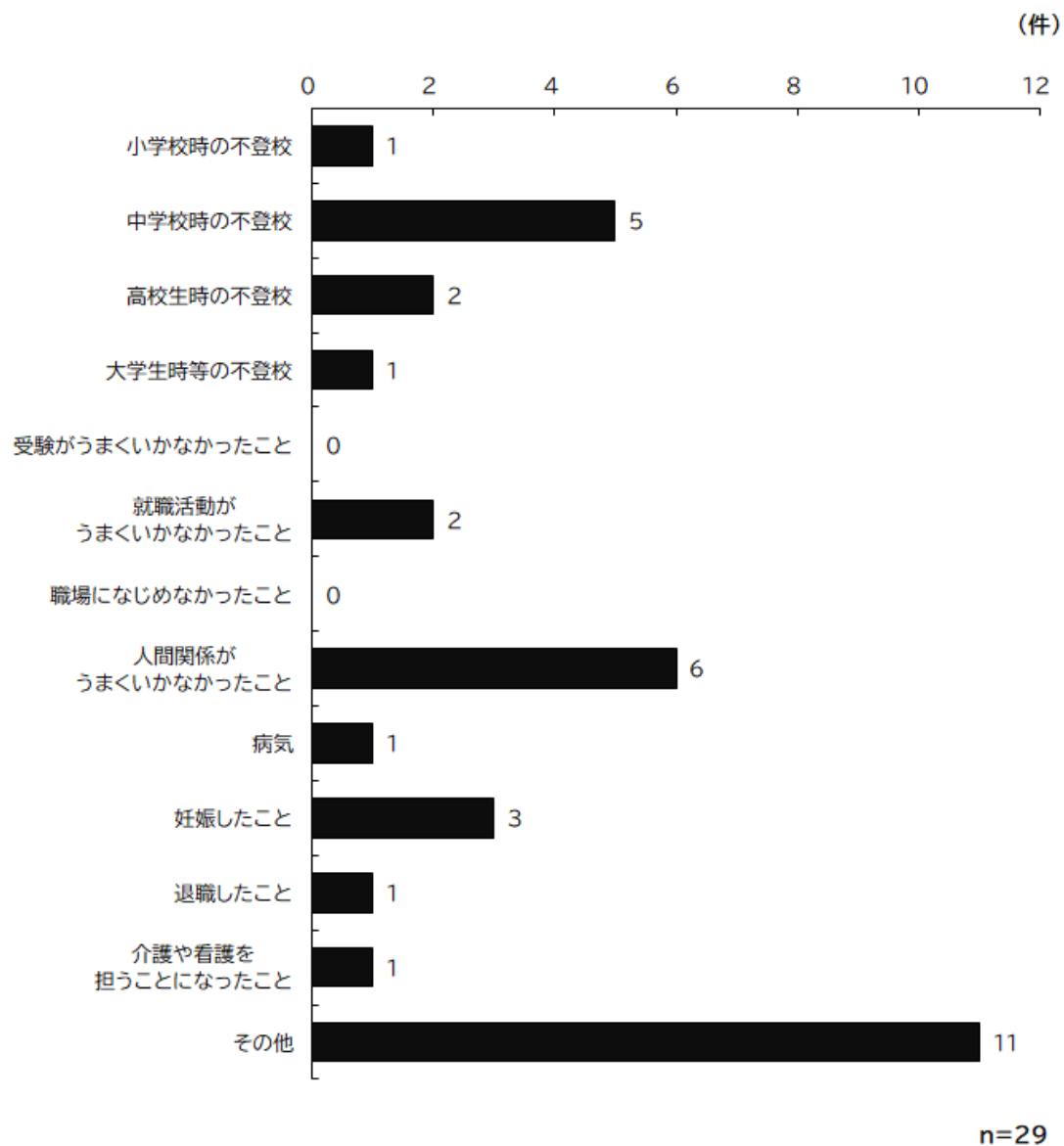
回答したような状態はどれくらい続きましたか?(n=29)

回答のうち、過去外出の頻度が低い状態が続いた期間として、「6ヶ月～1年未満」が10件と最も多く、次いで「10年以上」、「1年～2年未満」、「2年～3年未満」、「3年～5年未満」がそれぞれ4件となっています。



【21】その状態になったきっかけは何でしたか？(複数回答可)(n=29)

回答のうち、過去外出の頻度が低い状態になったきっかけとして、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「中学校時の不登校」、「妊娠したこと」、「高校生時の不登校」等となっています。

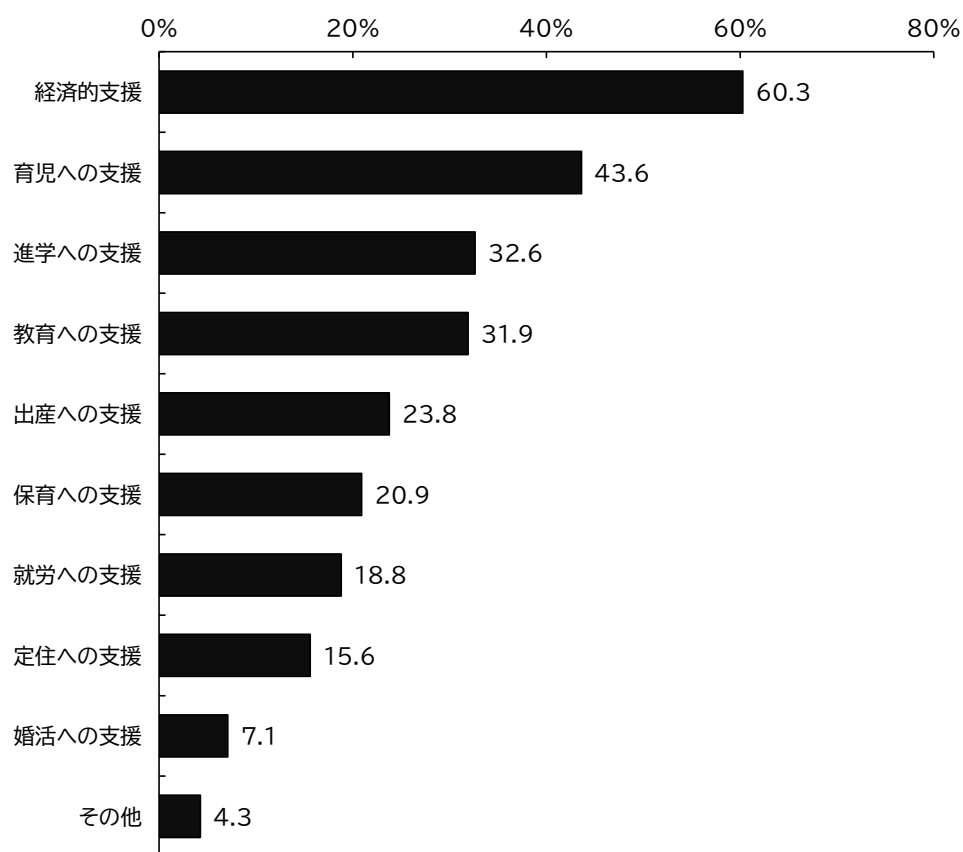


その他(家が好きだから、趣味、遊び場所が無いから等)

こども・若者への支援について

【22】魚津市が行うこども・若者への支援として充実してほしいものはどれですか？(3つ以内)
(n=730)

回答のうち、「経済的支援」が60.3%、「育児への支援」が43.6%、「進学への支援」が32.6%となっています。



n=282

その他

- ・イベント等への参加に対する支援
- ・妊活への支援
- ・こどもの発達への支援
- ・資格取得に関する支援

7 若者に関する国・県の統計資料

(1)ひきこもりの状況(富山県)

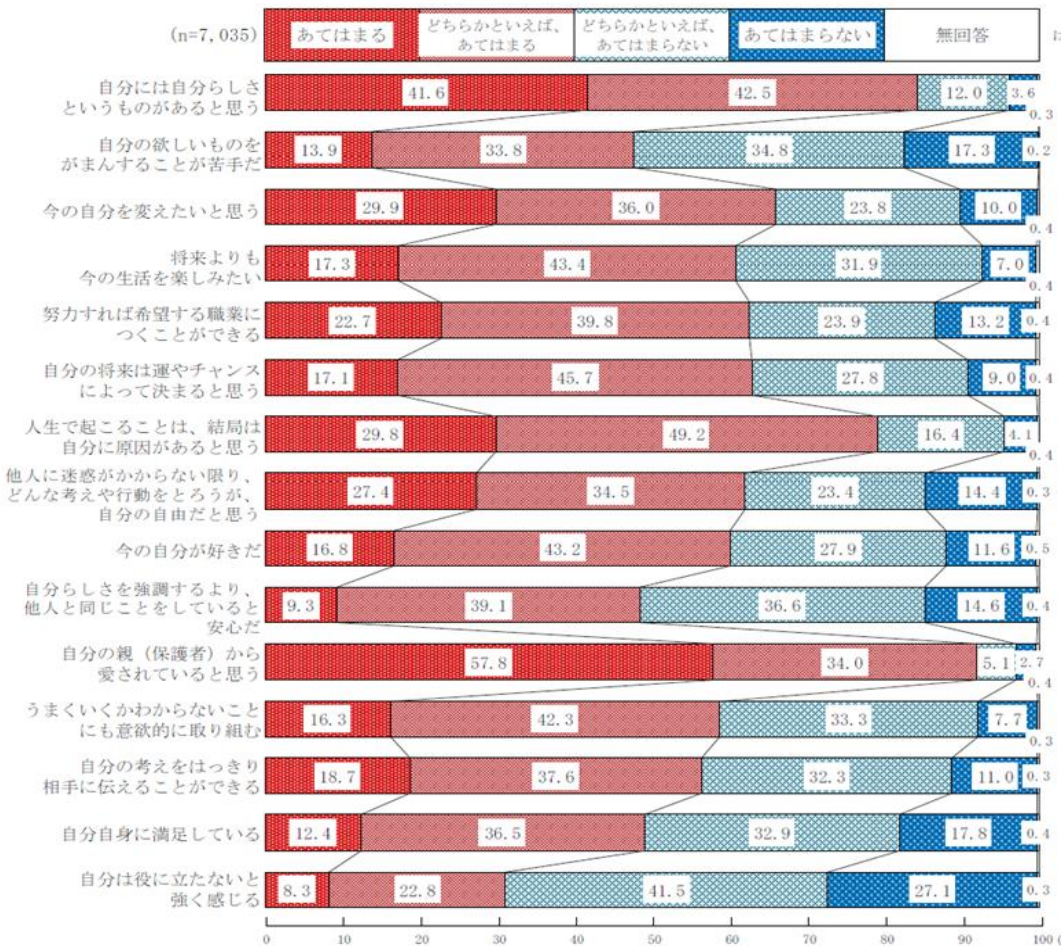
県内各年代における、「広義のひきこもり⁸⁴群」の出現率及び推計人数は、下記のとおりとなっています。(有効回答数 2,672 人)

年齢層	該当者数	出現率	推計人数	内閣府調査における出現率	
15～39 歳	12 人	1.19%	3 千人	1.57%	H27 年度調査
40～59 歳	14 人	1.24%	4 千人	1.37%	H30 年度調査
60～64 歳	18 人	3.40%	2 千人	1.75%	

資料：県生活状況に関する調査(令和2年3月)

(2)若者の自己認識(国)

若者の自己認識は、下記のとおりとなっています。(有効回答数 7,035 人)



資料：こども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府：令和5年3月)

⁸⁴ 次のいずれかの状態の外出頻度が6か月以上継続している者(但し病気や専業主婦(夫)、自営業等を除く)「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「ふだんは家にいるが、近所のコンビニ等には出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」

8 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、「魚津市子ども・子育て会議」を設置し、有識者や教育・保育の関係者、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。

- 7月29日(火) 第一回少子化対策推進庁内会議
- 8月27日(水) 第一回子ども・子育て会議
- 8月29日(金) 若者アンケート(～9月30日)
- 10月17日(金) 第二回少子化対策推進庁内会議
- 10月28日(火) 第二回子ども・子育て会議
- 12月2日(火) 第三回少子化対策推進庁内会議
- 12月18日(木) 第三回子ども・子育て会議
- 1月9日(金)～ パブリックコメント(～2月4日)
- 2月12日(木) 第四回少子化対策推進庁内会議
- 2月末 第四回子ども・子育て会議(書面決議)

9 子ども・子育て会議設置要綱

魚津市子ども・子育て会議設置要綱

(目的)

第1条 魚津市の少子化対策及び子ども・子育て支援に関する調査及び検討を行い関連する諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、魚津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第1項各号に関すること。
- (2) 魚津市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 魚津市こども計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、少子化対策及び子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、教育、雇用又は労働に関して次世代育成支援対策に関係する者
- (3) 子ども・子育て支援に従事する者
- (4) 市内に住所を有する子どもの保護者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、全委員の任期が満了した後の最初の会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事項を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関に資料の提出その他必要な協力を求め、委員以外の者に対して必要な協力を依頼する

ことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部こども課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則(平成25年10月3日魚津市告示第101号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附 則(令和4年4月5日魚津市告示第64号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日魚津市告示70号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年8月25日魚津市告示163号)

この告示は、公表の日から施行する。

10 子ども・子育て会議委員名簿

委員(任期:令和7年8月1日～9年7月31日)

分野	役職	氏名
学識経験者	富山県立大学 名誉教授	奥田 實
学識経験者	魚津市社会福祉協議会 事務局長	米澤 祐治
民生委員児童委員	魚津市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	新田 裕樹
保育所関係	魚津市保育研究会 会長(青島保育園長)	小林 佳織
保育所関係	魚津市民間保育連盟 代表(にじいろこども園長)	竹 千賀子
小学校関係	魚津市小学校長会 会長(よつば小校長)	森田 美幸
中学校関係	魚津市中学校長会 会長(西部中校長)	鍋島 正茂
PTA	魚津市PTA連合会 副会長	岩瀬 夢
保健医療関係	新川厚生センター魚津支所 地域健康課長	林 ひとみ
保健関係	魚津市母子保健推進員連絡協議会 会長	大嶋 昭子
自治会関係	魚津市自治振興会連合会	馬場 均
商工会議所	魚津商工会議所 中小企業相談所長	石原 清春
労働関係	連合富山新川地域協議会 事務局長	高畠 克明
公募委員	公募	折川 三希
公募委員	公募	太田 ゆかり

事務局	民生部長	窪田 昌之
	教育委員会事務局 参事	入井 孝幸
	教育委員会事務局 教育総務課長	村崎 博
	民生部 こども課長	前田 久則
	民生部 健康センター所長	池川 幸博
	こども課 課長代理兼保育係長	上田 哲也
	こども課 子育て支援係長	高森 玲子
	健康センター 母子保健係長	経澤 愛里
	教育総務課 学校教育係長	山岡 耕太郎

11 少子化対策推進庁内会議設置要綱

魚津市少子化対策推進庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 魚津市における、総合的な少子化対策及び子育て支援に関する施策を推進するための調査、検討に関し協議するため、魚津市少子化対策推進庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次の事項について協議する。

- (1) 少子化社会対策、子育て支援の調査研究及び施策の推進に関すること。
- (2) 多様な保育需要に対応した保育サービスのあり方に関すること。
- (3) 保育園・幼稚園の適正な配置と保育体制のあり方に関すること。
- (4) 公立保育園及び幼稚園のより効果的な運営に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、座長、会員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 座長 副市長
 - (2) 会員 別表に掲げる職にある者
- 2 座長は、庁内協議会を代表し会務を総理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、必要に応じ座長が召集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要に応じ会員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 座長は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、こども課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議に関し必要な事項は、座長が庁内会議に諮って定める。

附 則(平成 15 年5月 12 日社第 249 号市長決裁)

この要綱は、平成 15 年5月 12 日から施行する。

附 則(平成 21 年3月 31 日社第 1793 号市長決裁)

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月7日こ第 1253 号市長決裁)

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。

別表(第3条関係)

魚津市少子化対策推進庁内会議会員名簿

区 分	役 職
会 員	企画部長
//	総務部長
//	民生部長
//	産業建設部長
//	教育委員会事務局長
//	企画政策課長
//	地域協働課長
//	総務課長
//	財政課長
//	社会福祉課長
//	健康センター所長
//	商工観光課長
//	教育委員会教育総務課長
//	教育委員会生涯学習・スポーツ課長
//	こども課長

12 用語解説

【あ行】

用 語	内 容
アウトリーチ型	支援を必要とする対象者の居る場所へ積極的に向かい合い働きかける支援方法。自ら援助にアクセスできない人に対し、家庭や学校等への訪問支援等で支援につなげる手法。
育児・介護休業法	育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定めている。令和7年4月の法改正では、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化等の改正が盛り込まれた。
育児休業	こどもを育てる従業員が法律上取得できる休業であり、子が1歳（一定要件を満たす場合は、最長で2歳）に達するまで、申し出をすることにより取得が可能。
育児ノイローゼ	出産・子育ての期間に、母親が情緒不安定、うつ状態、睡眠障害等を起こす状態を指す俗称。医学的には「育児不安」や「産後うつ」等にあたることが多いとされる。
イクボス宣言	管理職(上司)が「部下の仕事と育児・介護等の両立(ワークライフバランス)を応援し、自らも仕事も私生活も充実させながら組織の成果も出す『イクボス』になる」と宣言し、そのための具体的な行動や目標を社内外に示すこと。働きやすい職場づくりを推進し、男性の育休取得促進やハラスメント防止、生産性向上、企業イメージ向上、人材確保・定着等、組織全体の活性化を目指す取り組みで、厚生労働省の「イクボスプロジェクト」等で広く推進されている。

1号・2号・3号認定	【1号認定】 対象者：満3歳以上で就学前の保育の必要性がないこども。 利用できる施設：幼稚園・認定こども園 【2号認定】 対象者：満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前のこども。 利用できる施設：保育所(園)・認定こども園 【3号認定】 対象者：満3歳未満で保育の必要性があると認定されたこども。 利用できる施設：保育所(園)・認定こども園・地域型保育
一時預かり	急な用事や短期のパートタイム就労等、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所等において一時的に乳幼児を預かること。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な児童。
ウェルビーイング	well(よい)と being(状態)からなる言葉で、個人や社会のよい状態であることを意味する。身体的、精神的、社会的に良好な状態を指し、幸福な状態として注目されている。
魚津市子どもの権利条例	こどもの権利を尊重するとともに、こどもの権利を保障することを推し進め、こどもの最善の利益を確保することを目的として定められた条例。(平成 18 年4月1日施行)
SDGs	「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略。2016 年から 2030 年の間に達成を目指す国際目標で、貧困削減、格差是正、気候変動対策等、17 の目標と 169 のターゲットから成る。本計画では特に、目標 4(質の高い教育)、目標 5(ジェンダー平等)、目標 16(子どもの虐待・搾取の根絶)が深く関連する。
延長保育	保育所等において、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育時間を延長して保育を実施するもの。
オンライン空間	主にコンピューターやネットワークによって構築された仮想的な空間。現在ではインターネットが代表的な例で、「サイバー空間」とも呼ばれる。

【か行】

用 語	内 容
架け橋期カリキュラム	こどもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。自治体ごとに関発し実施する。
加速化プラン	少子化対策を加速させるため、児童手当の抜本的拡充や、育児期を通じた柔軟な働き方の推進等、若い世代の所得向上や子育て世帯への支援を強化する計画。
家庭児童相談員	家庭や学校での問題を抱える子どもやその家庭に対して、相談や支援を提供する専門相談員。
キャリアアップ	より深い知識や経験・スキルを身につけて能力を向上させ、自分の職務経歴を高めること。ポジションが上がること等がわかりやすい例で、人材としての市場価値を高めることが挙げられる。
グループワーク	数人ずつのグループに分かれて、討論や制作等を行う学習・選考方法。授業だけでなく、企業の選考会等でも取り入れられている。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むと推計されるこどもの数。国の人口動態を把握するための重要な指標とされている。
子育て支援 コーディネーター	地域の子育て家庭のニーズに応じて、多様な支援サービスを組み合わせ、情報提供や助言、必要な支援へのつなぎを行う専門職。
子育て支援センター	子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業等地域の子育て支援の拠点となる場所。 本市では、子育て支援センターのびのび（健康センター）と子育て支援センターにこここ（かづみ認定こども園）を設置している。
子育て世代 包括支援センター	母子健康包括支援センターと同義語で、母子保健法における名称。妊娠期から出産・子育て期に渡り出てくる様々なニーズに対し、相談や支援等、総合的に対応するワンストップ拠点。 本市では、令和7年4月から魚津市こども家庭センターがその役割を担う。
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。

こども食堂	公的な定義はなく、一般的には「こどもが一人でも安心して行ける無料又は低額の食堂」とされている。地域のこどもの学習支援や居場所の提供、地域交流の場としても注目される民間発の取り組み。
こどもの貧困率	国民の所得の中央値の半分未満を相対的貧困と言い、その絶対的貧困にある者のこどもや相対的貧困にある18歳未満の人の割合を指す。 (厚生労働省公表の国民生活基礎調査の一環として実施)
こどもまんなか社会	年齢に関わらず、全てのこどもや若者が大切な存在として尊重され、将来にわたって幸せな生活ができるよう、社会全体で目指していく社会のこと。
子ども・若者育成支援推進法	こども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援を目的として平成22年4月に制定された。

【さ行】

用 語	内 容
産後うつ	出産後数週間から数か月の間に発症する、抑うつ気分、意欲の低下、不眠等の精神症状を伴ううつ病。重症化すると、育児への影響や自殺の危険性があるため、早期のケアが必要とされる。
子宮頸がん	子宮の入り口部分である子宮頸部に発生するがん。多くはヒトパピローマウイルス(HPV)の感染が原因とされ、定期的な検診とワクチン接種による予防が推奨されている。
時短勤務	育児・介護休業法 ⁸⁵ により定められている制度で、育児や介護等と仕事を両立するため、1日の労働時間を短縮して勤務すること。
児童館・児童センター	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の1つで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。 本市には、「かもめ」、「つばめ」、「ひばり」、「すずめ」の4か所の児童センターが設置されている。
児童虐待	児童の周囲の人間(保護者、学校教師、施設職員等)が、児童に対して、繰り返しあるいは習慣的に暴力を振るったり、冷酷・冷淡な接し方をしたり、または育児放棄(ネグレクト)をすること。

⁸⁵ 育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定めている。令和7年4月の法改正では、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化等の改正が盛り込まれた。

児童手当	高校生年代まで(18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日まで)の児童を養育している者に支給される手当。
児童の権利に関する条約	全ての児童の基本的人権の尊重と保護の促進を目的とする条約。18 歳未満を「児童」と定義し、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要となる事柄を詳細に定めている。日本は平成6年4月に批准した。平成 31 年3月の日本政府への総括所見では、体罰の法的・全面的禁止、子どもの意見表明権の保障、児童相談所の体制強化等が勧告された。「子どもの権利条約」ともいわれる。
児童扶養手当	18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者等に支給される手当。
児童養護施設	保護者のいない児童や保護者のもとで養育させるのが不適当な児童を入所させて養育するとともに、退所した者についての相談やその他自立のための援助を行う施設。
周産期	妊娠満 22 週以降、出生後7日未満の期間であり、出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの期間。
就学援助制度	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費等の一部を自治体が援助する制度。
小1ギャップ	幼稚園・保育所等の生活から小学校の学習中心の生活へ移行する際に、環境や活動内容の変化に適応できず、こどもが心身の不調をきたしたり、生活習慣が身につかなかったりする問題。
障がい児団体	障がい者の生活権利、学ぶ権利、政治参加の権利を守り、生活に必要な情報提供、研修会や相談会の開催、会員の親睦の推進を行うとともに、障がい者や家族からの要望を取りまとめ、行政等への要望や提案活動等を行っている団体。
小規模保育	保育を必要とする0～2歳のこどもについて、少人数(6～19 人)を対象に保育を行うもの。
ショートステイ型	短期間だけ施設に入所して、日常生活のサポートを受けられる短期入所サービス。利用者の生活支援に加え、在宅介護をしている家族の負担軽減(レスパイトケア)が目的。
人権学習	全ての人々が持つ人権の意義と重要性を理解し、差別や偏見をなくすための知識や態度を身につける学習。人権が尊重される社会の実現を目指して行われる。

スクールカウンセラー	児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う臨床心理士等の専門家。
スクール ソーシャルワーカー	こどもの問題行動の背景には、虐待や経済的困窮等家庭の環境に課題を抱える場合も多いことから、ソーシャルワークの手法を用いて、家庭等への働きかけや福祉関係機関との調整等を行い、課題の解決を支援する社会福祉士等の専門家。
すこやか保育	発達の気になるこどもや心身に障がいのあるこどもに対し、状況に応じてサポートを行いながら集団による教育・保育を提供し、成長・発達を支援する制度。
総合型 地域スポーツクラブ	人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、こどもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

【た行】

用 語	内 容
短時間勤務	1日の労働時間を短縮して勤務すること。育児・介護休業法の改正により、平成 21 年から短時間勤務制度の導入が各事業主に義務付けられている。
地域型保育事業	家庭保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設(第7条)として位置づけられている認可保育所(園)とは法令上の位置づけが異なり、様々な場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる。 本市では、令和8年2月現在登録なし。
地域食堂	こども食堂のように対象者をこどもに限定せず、地域の高齢者等も含めた全ての世代を対象とした食堂。
デイサービス型	施設に通い、食事等の生活支援サービスを受ける通所サービス。利用者の社会的孤立感の解消や、家族の休息(レスパイトケア)の役割もある。
テレワーク	情報通信機器等を活用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態のこと。働く場所によって3つのタイプに分かれている。 【モバイルワーク】

	営業職等の人が、営業等の合間にオフィス以外の場所で ICT を活用して仕事を行うこと。 【サテライトオフィス勤務】 オフィスで行う仕事を、自席以外のサテライトオフィスやレンタルオフィス等の場所で行うこと。 【在宅勤務】 育児や介護、または障がい等により、通勤が困難な者が自宅にいて会社とパソコン、インターネット、電話、ファックスで連絡を取りながら仕事をする働き方。
特定妊婦	妊娠中からハイリスク要因を特定できる妊婦で、経済基盤が不安定、家族構成が複雑、親の知的障害や精神的障害等で育児困難が予想される場合等、出産前から出産後において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

【な行】

用 語	内 容
新川こども施設	県が新川文化ホール周辺に整備する、こどもが天候に関わらず遊ぶことのできる屋内型遊戯施設。令和 9 年度中の完成が見込まれている。遊びを通じて非認知能力や運動能力を育み、地域活性化に寄与することを目的とする。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所(園)の両方の機能を併せ持っている施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう4つのタイプがある。 【幼保連携型】 幼稚園的機能と保育所(園)的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。 【幼稚園型】 認可幼稚園が、保育が必要なこどものために保育所(園)的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。 【保育所(園)型】 認可保育所(園)が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れる等、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプ。 【地方裁量型】 幼稚園・保育所(園)いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として、必要な機能を果たすタイプ。

【は行】

用 語	内 容
ハイリスク妊産婦	早産、多胎妊娠、妊娠高血圧症候群、糖尿病、高齢妊娠等、妊娠・出産において母体または胎児に危険が及ぶ可能性が高い状態にある妊婦や産婦のこと。
働き方改革	働く人がそれぞれの意欲、能力、その他の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、企業文化、人々のライフスタイル、働くことに対する考え方そのものを見直していくための取り組み。国では「働き方改革関連法」が平成 31 年 4 月から順次施行されている。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群等を含む広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得にかたよりや遅れがある状態をいい、通常低年齢で現れるといわれている。
引きこもり	様々な要因の結果として社会参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的に 6 ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしている状態も含む)。厚生労働省のガイドライン定義より。
病児・病後児保育	児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応保育。
フレックスタイム	一定期間(3 か月以内)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。
プレコンセプションケア	性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。プレコンセプションケアは、こどもを持ちたい人もそうでない人にも、誰にとっても若いうちからの大切な取り組みとされている。
ペアレント・トレーニング	こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを身につけることを目指す、心理教育的アプローチ。こどもの適切な行動を増やし、健やかな成長を促進する。
保育士配置基準	保育所等が、こどもの年齢や人数に応じて最低限配置しなければならない保育士の数を定めた国の基準。こどもの安全と適切な保育の質を確保するために重要とされる。

保育所(園)	児童福祉法第 39 条に規定される児童福祉施設。保護者からの申請により、労働や疾病等のため家庭での保育が困難な 0 歳児から5歳児までの乳児や幼児の保育を行う施設で、2 つのタイプがある。 【認可保育所(園)】 国が定めた認可基準(施設の広さ、保育士等の職員数等)をクリアし、都道府県または政令指定都市または中核市に認可された保育施設。 【認可外保育所(園)】 認可保育所(園)に比べて緩やかな基準が設けられている保育施設。施設の広さ、保育士等の職員数等、国の基準を満たしていない無認可の保育所(園)。認可外保育施設や無認可施設と呼ばれることもある。
保育所ICTシステム	保育施設において情報通信技術(ICT)を活用し、保育士の業務を省力化・効率化する仕組み。登降園管理や連絡帳、シフト管理等をデジタル化し、保育に集中できる時間を確保する。
放課後児童クラブ	保育が必要な児童を対象に、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として組織されたクラブ。学童保育クラブと同義。
母子・父子自立支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進のため、こどもや家庭のこと、福祉資金の貸付や就業等の相談を行い、自立を支援する専門相談員。
母子保健指標	乳児死亡率、新生児死亡率、周産期 ⁸⁶ 死亡率等、母子の健康状態や、地域保健活動の効果を測るための統計的な数値。公衆衛生や医療の中核指標とされている。
母子保健推進員	母親と保健センターの架け橋として子育てを応援するボランティア。育児の情報提供やお声かけ等で子育てを応援している。

【ま行】

用 語	内 容
見込み量	教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等にどれくらいの需要があるのかを、現在の利用状況を把握するとともに保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計したもの。

⁸⁶ 妊娠満 22 週以降、出生後 7 日未満の期間であり、出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの期間。

メンタルヘルス	心の健康状態。精神的な疲労やストレスを軽減・緩和し、心の調子を整えること、及び精神障がい予防と回復を目的とした精神保健全般を指す。
---------	---

【や行】

用 語	内 容
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもや若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。
U・I・J ターン	U ターンは地方から都市へ移住した人が再び故郷へ戻ること、I ターンは出身地とは別の地方へ移住すること。J ターンは地方から都市へ移住した後、故郷の近くの都市に戻ることを指す。
幼稚園	学校教育法に基づく「学校」に該当する。満 3 歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。全国どこでも共通の教育課程に基づく教育が受けられる。
要支援児童	保護者が育児不安を抱えている、子どもを育てるための知識が不十分で不適切な養育環境に置かれている等のこどものこと。
要保護児童	保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役等の事情にある子どもや虐待を受けている子ども、家庭環境等に起因して非行や情緒障害を有する等のこどものこと。

【ら行】

用 語	内 容
ライフスタイル	生活様式とも呼ばれ、個人の人生観や価値観、経済的な条件のもとで発揮・反映される「生き方」のこと。時代や年齢、所得等によっても左右される流動的なもの。
ライフステージ	人生の大きな変化を節目で区切った、それぞれの段階のこと。就職、結婚、出産、子育て、こどもの独立等、段階の変化に伴って、家族構成や家計の状況等が変わる。
ロールプレイ	「役割(role)」を「演じる(play)」ことで、実際の現場や場面を想定して疑似体験し、課題を明確化したり、スキルを高めたりする学習方法。

【わ行】

用 語	内 容
ワークシェアリング	これまで1人が担っていた仕事を複数人で行うことにより、一人ひとりの業務にかかる負担を軽減し、効率的かつ生産性の高い業務運営を目指し、1人あたりの労働時間を短くすることも目的とする働き方。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動等といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

魚津市こども計画

発行年月：令和8年3月

発行：魚津市民生部こども課

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

TEL:0765-23-1006